

満洲国における朝鮮人の就籍問題

——治外法権撤廃と無籍朝鮮人対策——

えん どう まさ たか
遠 藤 正 敬

《要約》

満洲国では朝鮮の戸籍をもたない朝鮮人が少なくとも40万人以上存在していた。日本政府は満洲国における日本の治外法権撤廃に備え、無籍朝鮮人の法的地位を明確なものとするべく、1935年に申請手続きの緩和や講習会開催などによって大々的に就籍を奨励した。これは、①朝鮮人の土地権利を日本の権益として維持させるため、権利主体となる朝鮮人を1人でも多く登録する、②朝鮮人民会のような融和団体を主催者とする事で「内鮮一体」と「民族自決」を演出する、③二重国籍状態のように活動する無籍朝鮮人を統制する、という3つの意義があった。ただし、就籍は朝鮮人に対して日本戸籍法を適用して内地人と戸籍を一元化するのではなく、あくまで朝鮮戸籍への登録であり、戸籍の峻別によって内地人との境界は維持された。無籍朝鮮人に対し、満洲への移住時期を不問にして一律に簡易就籍の対象とするという便宜主義的方法がとられたが、就籍者は約3000人にすぎず、日本の在満朝鮮人に対する戸籍政策の困難が浮き彫りになった。

はじめに

- I 満洲事変以前の在満無籍朝鮮人問題
- II 満洲国建国と無籍朝鮮人問題
- III 満洲国における治外法権撤廃と無籍朝鮮人
- IV 在満無籍朝鮮人に対する就籍奨励事業
おわりに

はじめに

戸籍制度は国家が国民の身分を登録し、これを国民の証明とすることで、徴兵・徴税などの義務を賦課する一方、選挙や就学や社会保障などの便益を供与するための個人情報管理制度として、日本や中国では古来より重宝されてきた。日本では明治維新を迎え、中央集権国家を形成

していく過程の1871年に全国統一の戸籍法としていわゆる壬申戸籍が制定され、戸籍に登録された者が「日本人」として記録されることとなった。戸籍から遺漏した者は「非国民」として国家の保護から放逐されるという論理で、日本政府は人民に対する戸籍への登録を強制したのである。そして1898年の戸籍法（1898年法律第12号）をもって、日本国民を血縁を基本に「戸」を単位として編製した戸籍によって管理する法体制が完成した。

さらに戸籍は、日本の植民地統治において異民族を識別して管理する役割を担うものとなった。朝鮮人、台湾人、樺太先住民といった植民

地住民は、国籍のうえでは一律に「日本臣民」とされた。だが、後述するように、帝国の版図にあるすべての住民を登録する統一的な戸籍法は制定されず、植民地ごとに個別の戸籍法が制定されたので、朝鮮戸籍や台湾戸籍への登録が「朝鮮人」「台湾人」という民族的帰属の証明となり、戸籍の区分によって生来の日本人（＝「内地人」と朝鮮人・台湾人（＝「外地人」とが峻別された〔遠藤 2010, 第 2 章〕。

ただし、朝鮮人の場合、中国の東三省（遼寧省・吉林省・黒龍江省）、すなわち日本では「満洲」と称していた地方への移住が 19 世紀後半から集中していたが、韓国併合以前に満洲へ移住した朝鮮人のなかには、併合後に日本が制定した朝鮮戸籍に登録されないまま定住化した「無籍者」が顕著であった。戸籍は日本人を「戸」を基盤として緊縛することを本質とする〔福島 1967, 123〕ならば、こうした無籍者は国家による緊縛から逃れ続けているアウトロー的存在となる。

日本は 1932 年 3 月 1 日に「満洲国」（以下、「」は省略）を樹立したが、同国は日本人、朝鮮人、漢族、モンゴル人、満洲族、白系ロシア人などからなる複合民族国家であったため、在住民族の識別は困難を極め、統治に影響を及ぼした。とりわけ満洲国に住む無籍朝鮮人の帰属を明確にするために、日本政府は「就籍」の徹底を重要な課題として位置づけた。就籍とは、戸籍のない者が官庁の許可を得て正式に戸籍に登録されるための戸籍法上の手続きである。満洲国では 1935 年に無籍朝鮮人に対し、就籍手続きの緩和や戸籍事務講習会の開催などの対策によって就籍を徹底する政策が行われた。こうした政策は台湾や樺太での植民地統治においては

みられなかったものである。

満洲国で無籍者に対して就籍を強要し、「朝鮮人」としてその帰属を画定することは、次の 3 つの問題状況と関係してくる。第 1 に、満洲国統治における「民族協和」の国是と朝鮮人のアイデンティティとの関係である。日本が朝鮮人に就籍を強制する論理は、戸籍への包括によって「日本人」の同胞として扱われるという、朝鮮統治における「内鮮一体」を基本線とするものである。だが、日本人も朝鮮人も満洲国建国の主体として均等な立場で共存するという「民族協和」の国是に従うならば、「朝鮮人」としての主体性を尊重しなければならなくなる。第 2 に、満洲国における日本の権益との関係である。中華民国より獲得した日本人の治外法権は、満洲国に主権国家たる相貌を与えるためには撤廃すべきであるとして建国草創期からの課題となった。後述するように、1936 年 6 月に「日本臣民」の居住および課税に関する治外法権が撤廃された。ここで、同じく「日本臣民」である朝鮮人について、満洲事変以前から取得していた土地に関する権利をどのように保障すべきかという問題をめぐり、身分証明としての戸籍をもたない朝鮮人の権利問題が重要となってくる。第 3 に、在満朝鮮人をめぐる国際環境である。日本の統治下で朝鮮人は国籍上「日本臣民」とされていた。だが、無籍の朝鮮人は「朝鮮人」であるという法的な証明をもたないのであるから、日本国籍の証明も不可能となる。そのため満洲事変以前から満洲に住む無籍朝鮮人は中国と日本のいずれの管轄権に服するかという紛争を発生させ、日中関係を緊張させる一因となっていた。

在満朝鮮人の法的地位をめぐる先行研究とし

ては、満洲事変以前を対象としたものが多かったが〔李盛煥 1991; 姜 2000; 水野 2001; 白 2005; 許 2004〕、満洲事変後に焦点を当てて満洲国政府を分析対象に加えた研究も徐々に進展がみられるようになった〔孫 2003; 田中 2007; 呂 2006〕。だが、いずれも在満朝鮮人の国籍問題に焦点を当てたものであり、在満朝鮮人の戸籍問題、ことに無籍朝鮮人がいかに取り扱われ、それが日本の帝国統治の全体像のなかでどのような意味をもつものであったのかという問題については分析がみられない。筆者は、無籍朝鮮人の問題は近代日本において戸籍が果たしてきた役割をさらに掘り下げて解明するうえで不可避であると考えている。

そこで、以上のような問題意識に立ち、本稿では、満洲事変以前から満洲に住む無籍朝鮮人の就籍問題が争点として表面化した要因と、満洲国において朝鮮人に対する就籍奨励という政策が実施された政治的意義について、日本の治外法権撤廃問題との関係に焦点をあてて検討することを課題とする。使用する資料としては、朝鮮総督府、外務省、関東軍、満洲国政府といった関係当局の文書資料だけでなく、『全満朝鮮人民会連合会会報』（以下、『連合会会報』）を活用した。後述するように、在満朝鮮人の保護を目的とした政府系組織として「朝鮮人民会」が満洲事変以前から満洲各地で組織されていたが、この「朝鮮人民会」の統合機関が「全満朝鮮人民会連合会」であった。『連合会会報』には日本政府および満洲国政府の関係者も多数執筆し、在満朝鮮人に関する政策、統計、国際世論などについて詳述されている。これを基に、日本に親和的な在満朝鮮人団体が戸籍問題を「内鮮融和」との関係でどのように理解してい

たのかを知ることができる。

本稿の課題に取り組むことにより、日本の満洲国統治における朝鮮人の戸籍問題の重要性、ひいては日本政治における戸籍と民族の関係を明らかにすることがねらいである。

I 満洲事変以前の無籍朝鮮人問題

1. 無籍朝鮮人の発生の由来

はじめに朝鮮戸籍についてその概要を押さえておきたい。1898年に近代的戸籍法を制定した日本政府は、「家」を単位として個人を管理する戸籍制度を、新たに獲得した植民地にも移植すべきか検討した。だが、戸籍法をそのまま植民地で施行して植民地住民を一元的に日本の戸籍に登録するのではなく、朝鮮・台湾・樺太にそれぞれ個別の戸籍を創設する方針がとられた。台湾では1905年12月に「戸口規則」（1905年総督府令第93号）が施行された。樺太では居住する日本人とアイヌにのみ内地の戸籍法が属人的に適用され、その他の先住民については1908年に施行された「土人戸口規則」（1908年樺太庁令第17号）が適用された。

朝鮮では、日本の保護国であった1909年に韓国政府の名で「民籍法」（隆熙3年法律第8号）が施行された。同法に基づく民籍制度が朝鮮人の身分登録となり、1910年の日韓併合の後も継続して実施されていた。だが、民籍法は極めて簡単な基本事項を定めた便宜的規定にすぎず、内地人と朝鮮人の間で婚姻や養子縁組があった場合、内地と朝鮮の戸籍制度が異なるために相互の届出送付に支障が伴うといった行政上の不都合を生じ、早くから根本的改正が計画されていた〔野村 1923, 16〕。1922年12月18日、民籍法

に替えて「朝鮮戸籍令」(1922年総督府令第154号)が公布され、台湾・樺太に比べて内地の戸籍法に近い内容の朝鮮戸籍が整備された。1923年7月1日、朝鮮戸籍令施行と同時に民籍法は廃止されたが、「従前ノ規定ニ依ル民籍ハ本令ニ依ル戸籍トシテ其ノ効力ヲ有ス」(朝鮮戸籍令第132条)ものとされた。

こうして大日本帝国では内地戸籍・朝鮮戸籍・台湾戸籍・樺太戸籍という多元的な戸籍制度が形成された。加えて、それぞれの本籍を別の地域に移動することは原則として禁じられたので、戸籍の区分が内地人・朝鮮人・台湾人・樺太先住民という民族的帰属の表示として固定化されたのである〔遠藤 2010, 第2章〕。

朝鮮人が「無籍」であるとはいかなる状態を指すのか説明を要するであろう。朝鮮総督府の説明によれば、これは基本的に次の3種の場合に大別される。第1に、本人が記載されるべき戸籍が全然存在しない場合である。たとえば、戸主および家族全員が無籍者であるという状態である。第2に、戸主および父母等の戸籍は存在するが、その家族が民籍編成の際に漏籍となった場合である。第3に、父母等が出生届を怠ったために子が戸籍に記載されなかった場合である。このうち就籍が必要とされるのは第1と第2の場合である。第1の場合は戸主および家族全員が就籍をなし、第2の場合は戸主の戸籍に家族として就籍をなすこととなる。第3の場合は出生届の遺漏にすぎないので、出生届を行えばよかった〔宮本 1943, 19-20〕。朝鮮戸籍の監督事務は、朝鮮に裁判所として設置された法院が管掌した。就籍の手続きとしては、朝鮮戸籍令により、就籍を希望する場所を管轄する法院に就籍許可を申請し、許可を告知されてから

10日以内に就籍を届け出ることになっており、原則として就籍は法院による司法審査を経て許されるものとされていた。

すなわち、朝鮮人における「無籍」とは朝鮮戸籍への未登録を意味し、日本国籍を保持しない「無国籍」を意味するものではない。1899年3月16日に公布された日本の国籍法(1899年法律第66号)は第20条に「自己ノ志望ニ依リテ外国ノ国籍ヲ取得シタル者ハ日本ノ国籍ヲ失フ」として、二重国籍の発生を防止するため、帰化によって外国国籍を取得した場合には日本国籍を喪失すると定めていた。しかし、国籍法は朝鮮には施行されなかったため、朝鮮人の日本国籍からの離脱は法的に不可能であった。

こうした無籍朝鮮人の存在が日本政府に問題として認識されるようになったのは、1920年代に入ってからとみられる。在外朝鮮人の戸籍事務は「在外邦人」の保護事務の一環であるとされ、その主管は外務省にあった。外務省亜細亜局第三課が1922年12月に作成した議会説明資料をみると、このなかに「朝鮮人帰化問題」という項目があり、「帝国ノ国籍ヲ離脱セスト雖(中ニハ朝鮮民籍法発布以前ノ渡航者ニシテ朝鮮ニ民籍ナキ者スラアリト云フ)在留国ノ国法上適法ニ帰化ノ手續ヲ了シ現ニ其国ノ国民タル身分ヲ取得シ居ル所謂二重国籍者無キニアラス」と述べられているが、早急に解決すべき問題とはされていない〔第46議会質問予想事項〕。

だが、現地の日本領事館は無籍朝鮮人が満洲地方に増加している状況を早々に解決すべき問題ととらえて積極的な反応を示した。1923年11月20～22日に朝鮮総督府主催により京城で開催された「在満領事会議」の本会議では「朝鮮関係在満洲領事官希望事項」として「在満無籍鮮

人ノ就籍ニ関スル件」が提議された。これは満洲在住の無籍朝鮮人に対して就籍手続きについて周知励行するとともに、無籍朝鮮人が就籍許可を申請する際には「当該本人ノ本籍ヲ有セサルモノナルコト及其ノ朝鮮人ナルコトノ証明」として、民籍法施行以前より満洲に移住し、引き続き在留しているという証明書を現地領事館より交付することを希望していた〔朝鮮関係在満洲領事官希望事項〕。こうして領事館からは無籍朝鮮人を簡易に就籍させる特例措置が中央に対して提案されたものの、まだ外務省・朝鮮総督府ともに時期尚早とみて実施には乗り出さなかった。

2. 在満朝鮮人の取り締まりと戸籍管理の要請

満洲において朝鮮人の移住がとりわけ顕著であった地域は「間島」（以下、「」は略）である。間島は18世紀より朝鮮人移民の流入が増大し、日本が1905年に韓国を保護国としてからは、日本と清国の間で同地域に在住する朝鮮人に対する裁判権や警察権をめぐる紛争がたびたび生じた。そこで1909年9月に両国の間で「間島ニ関スル協約」（以下、「間島協約」）が締結され、日本は間島を清国の領土として承認するとともに、間島に在留する朝鮮人は清国の法権に服する条件で居住権・土地所有権を保障されることとなった。間島において朝鮮人は日本人よりも有利な地位に置かれたのである。朝鮮における経済的な疲弊、日本の植民地支配の圧迫といった理由に加え、こうした間島における有利な条件も手伝って朝鮮人の間島への移住はますます増加し、1930年末には約40万人となり、同地における中国人口のほぼ3倍に達していた〔朝鮮

総督府警務局 1933, 62-63〕。

だが、1919年の三一独立運動に衝撃を受けた日本政府は間島一帯を抗日運動の根拠地とみて、1920年10月に大規模な出兵を行った。さらに朝鮮人抗日勢力の減退を図るべく「当分支那ノ誠意ニ依リテ鴨緑江地方対岸不逞者取締ノ実行ヲ期シ」、1925年6月11日に干珍奉天省警務処処長と三矢宮松朝鮮総督府警務局長との間で、「不逞鮮人ノ取締ニ関シ双方ノ協定」、いわゆる三矢協定が締結され、これに付随して「不逞鮮人取締施行細則」が両者の間で調印された。ここでは、中国官憲の朝鮮人に対する戸口調査と居住証明書交付、「不逞鮮人団体」の武装解除、日中両国政府における朝鮮人取り締まり状況の相互通報などが定められた〔斎藤 1925〕。

三矢協定は日本政府が在満朝鮮人の治安取り締まりを実質的に中国官憲にゆだねるものであった。だが、中国官憲が同協定を濫用して在満朝鮮人を圧迫する結果を招いたことで朝鮮人からの不満が噴出し、1926年2月14日奉天で開かれた全満居留民大会では、在満朝鮮人に対する保護および取り締まりを阻害するものとして同協定の撤廃を要望する決議がなされた〔満蒙政策ニ関スル決議理由書〕。三矢協定では居住関係の調査と登録が協定事項とされたところからも、同協定によって取り締まるべき「不逞者」とは主として無籍朝鮮人であるとみられていた〔田原 1935, 38〕。

外務省も在外朝鮮人の戸籍業務の改善を図るようになった。1925年7月21日付で「在外朝鮮人及台湾籍民身分届取扱方ノ件」を在外公館に訓令し、在外朝鮮人および在外台湾人の戸籍届書類を受理した在外公館は本省を経由することなく^(注1)、直接朝鮮総督府または台湾総督府に

送付すべきものとして戸籍処理の効率化を図った〔『司法協会雑誌』1925〕。これにより、在満朝鮮人の戸籍事務に関する朝鮮総督府と現地領事館の裁量は拡大することとなった。

朝鮮総督府は無籍朝鮮人に対し、弾力的な行政措置によって就籍を促進しようとした。1930年4月5日、朝鮮総督府法務局は「在外朝鮮人ノ戸籍届書類受理ニ関スル件」を通牒し、在外朝鮮人からの戸籍届書類を在外日本領事館より送付された本籍地の府尹面長は当該書類の記載事項に錯誤があっても戸籍への記載に支障がなければ便宜的にそのまま受理するよう指示していた〔『司法協会雑誌』1930, 53-54〕。

現地領事館でも無籍朝鮮人対策が検討されていた。1930年6月の在満領事会議では福井保光在新民府分館主任より「朝鮮人戸籍令適用方ニ関スル件」が提議された。これは「現行朝鮮戸籍令ヲ在満朝鮮人ニ遵拠セシムルコトハ届出期限ノ過短或ハ手續ノ煩瑣等ヨリ種々困難ナル事情」から、解決案として在満朝鮮人に日本の戸籍法を適用して戸籍整備の方正を期するというものであった〔福井1930, 24-25〕。これは上述のような日本の植民地における戸籍政策において画期的な提言であったが、この問題は他省庁との慎重な協議を要するものであり、外務省も即座に対応することは難しかった。

無籍朝鮮人問題は治安問題と不可分に考えられた。朝鮮総督府によれば、満洲事変以前において在満朝鮮人の就籍が促進されなかった理由として、「我が国ト対立的ナル外国領土内ニ於ケル事案ナリシコト」「治安不安定」「在満朝鮮人ノ民度特ニ低ク戸籍ニ関スル知識ナカリシコト」等があった〔『朝鮮の状況』, 120-121〕。1920年代の中国は1919年の五・四運動を発火点とし

た国権回収運動が展開され、各地で抗日ナショナリズムが高揚していた。並行して満洲地域は共産主義運動が浸透していた。1922年に結成された中国共産党は満洲省委員会を設置し、1920年代末から在満朝鮮人を革命運動のスローガンの下に抗日勢力へと組織化していく方針をとり〔李鴻文1996, 137-150〕、1930年5月には間島で朝鮮人共産主義者を中心とした抗日運動組織による武装蜂起が発生した。こうして国際的緊張を幾重にも増していた満洲に無籍朝鮮人が集中していることは、彼らが中国の抗日運動や共産主義運動と結びつくことを危惧した日本政府にとって国防・治安上の懸念材料となった。

一方、1928年12月に奉天軍閥の張学良が中国国民党への「易幟」を宣言したことによって満洲にも支配権を及ぼすこととなった国民政府は、朝鮮人の満洲移住の増大は日本との紛争の火種となるものとして警戒した。日本の帝国主義への批判を強めていた張学良は1930年12月3日、国民党中央会議で満洲の現状報告を行った。ここでは外交問題として朝鮮人の満洲移民は「侵入」であると評し、日本が満洲を侵略する目的から朝鮮人を圧迫して移動するように仕組んだものであるとしてその危険性を強調していた〔張学良1992, 378〕。

無籍朝鮮人問題の核心とみられたのは日中二重国籍の朝鮮人であった。1929～30年にかけて満洲での現地調査を行ったラティモア（Owen Lattimore）は、1932年に刊行した著書のなかで満洲における朝鮮人移民の問題を取り上げ、その地位が変則的で不確実なものであると評した。すなわち在満朝鮮人のなかには、十分な身分証明がないまま中国国籍に帰化しようとする者もあれば、中国当局に「日本臣民」としての地位

表1 満洲国在住日本人・朝鮮人人口の推移(1932～1937年, 数字は年度末)

(単位: 人)

年度	満洲国総人口		日本人(内地人)		朝鮮人	
	人口	増加数	人口	増加数	人口	増加数
1932	29,968,837		(116,589)※		(27,956)※	
1933	31,234,032	1,265,196	178,680		579,884	
1934	33,135,296	2,081,263	241,804	63,174	690,716	110,832
1935	34,702,319	1,387,023	318,770	76,966	774,627	83,911
1936	35,870,573	1,168,254	392,742	73,972	894,744	120,117
1937	36,949,972	1,079,399	418,300	25,558	931,620	36,876

(出所) 石原巖「満洲国将来人口の予想」『調査』第1巻第3号(1941年12月)7.

(注) ※は満鉄附属地のみ。

を放棄したと宣言していながら、日本の保護を求める者もあることを指摘した [Lattimore 1932, 239-240]。このラティモアの記述は満洲における無籍朝鮮人が二重国籍問題の中心であることを示唆したものと考えられる。

国民党の機関紙『中央日報』は1931年8月6日、南京政府の統計によれば満洲の朝鮮人移民で中国国籍をもつ者が約5万人いる、と報じていた [李鴻文 1996, 11-12]。二重国籍の朝鮮人に対する管轄権をめぐる日本との紛争が続いてきた中国は、紛争の根源を絶つため、朝鮮人の中国への帰化申請を拒絶するようになった。

II 満洲国建国と無籍朝鮮人問題

1. 朝鮮人民会の無籍朝鮮人対策の要請

1931年9月18日、関東軍は策謀により満洲事変を引き起こして満洲を軍事占領し、1932年3月1日に清朝最後の皇帝溥儀を執政として擁立し、独立国家として満洲国を樹立した。同日、満洲国政府の名で発布された「満洲国建国宣言」では「原有ノ漢族, 満族, 蒙族及日本, 朝鮮ノ各族ヲ除クノ外, 即チ其他ノ国人ニシテ長

久ニ居住ヲ願フ者モ亦平等ノ待遇ヲ享クルコトヲ得」とうたわれた [『満洲国政府公報』1932, 2]。ここに「漢族, 満族, 蒙族及日本, 朝鮮」の「五族」が満洲国の「国民」となり、それぞれが国家を構成する民族的主体として平等に処遇されるとする「民族協和」が「王道政治」の根本理念として表明された。

満洲国では建国以後も朝鮮人の移住増加が続く、1933年末には60万人に届こうとしていた (表1)。日本と満洲国政府は「民族協和」に説得力をもたせるため、「帝国臣民」のなかで内地人よりも下等扱いされてきた朝鮮人に対して統治方針の再検討を迫られた。その一環として、在満朝鮮人から要望されていた三矢協定の廃止が課題となった。同協定については、朝鮮軍司令部からも「帝国カ支那ニ対シ治外法権不撤廃ヲ主張シナカラ不逞鮮人ノ東辺道内ニアルモノミニ対シ, 支那側ニ之カ取締ヲ委任スルコトトナリ」 [朝鮮軍司令部 1927] というように、日本は中国に対して治外法権を主張しながら、在満朝鮮人に対する警察権を放棄しているという矛盾が指摘され、満洲事変後は在満領事館からも「今後我方ニ於テ満蒙ニ対シ鮮人ノ積極的発

展ヲ促進セントセハ本件協定ニ依ル支那側ノ取締ニ依頼スルヨリモ寧口助長政策ト並行シテ我方自ラ積極的保護策ヲ講スルコト緊要ニシテ此ノ際本件協定ヲ廃止スルコト機宜ニ適ス」〔森島 1995, 166〕としてその廃止を主張する声が強まっていた。これらの要望を受けて1932年12月12日、池田清朝鮮総督府警務局長と三谷清奉天省公署警務庁長との間で三矢協定の廃止が合意された〔中野 1932〕。

三矢協定を廃止したことで、中国に委ねていた満洲に集中する無籍朝鮮人の取り締まりは日本がすべて請け負わねばならなくなった。在満朝鮮人の戸籍整備の問題について、1931年10月7日、朝鮮総督府外事課宛てに間島総領事から、戸籍吏員においては「未タ往々瑣細ナル誤謬訂正ノ為メ或ハ届出書ニ何等ノ不備ナキニ拘不鮮内戸籍事務ノ取扱内規ニ拘泥シ」ていることがあり、「戸籍ニ対スル觀念ニ疎キ当地方在留鮮人ヲシテ益之ヲ嫌忌セシムル虞モアル」として、各戸籍吏員に対して柔軟な戸籍事務の徹底を訓令するようにとの要望が寄せられていた〔『司法協会雑誌』1931, 57〕。

1932年10月18日、朝鮮総督府が京城で開いた「裁判所及検事局監督官会議」で、笠井健太郎朝鮮総督府法務局長は「在外朝鮮人ノ戸籍届ノ取扱方ニ関シテハ屢通牒スル所アリタルモ今猶戸籍ノ記載ニ支障ナキ程度ノ些細ナル瑕瑾ヲ理由トシテ受理ヲ拒ム向アリ」として、戸籍吏員が形式主義に固執することをむしろ「例規ヲ究メザル結果ニ外ナラズ」と戒めていた〔『司法協会雑誌』1932, 43〕。つまり朝鮮総督府の方針は、あくまで既存の法令のままに朝鮮戸籍の整備を強化しようというものであった。

これに対し、無籍朝鮮人問題の解決には就籍

手続きの大幅な改革が不可欠であることを熱烈に要望したのが「朝鮮人民会」（以下、「民会」）である。民会は在満朝鮮人に対する指導統制や、教育・金融・救護などの社会事業を業務とする組織であり、1911年に間島龍井村に創設されたのを発端として、所轄領事館の領事館令により管轄区域ごとに設立された。「朝鮮人居留民会」「朝鮮人会」など名称の若干異なる団体も一般に「民会」と総称され、民会の会長には朝鮮人が任じられた。民会は関東軍および領事館の指導監督を受けていただけでなく、主要財源として民会員から徴収する課金のほかに外務省および朝鮮総督府から補助金を受けるなど官制団体的性格が濃かった。満洲国建国後は民会の毎年度予算は駐満日本大使館の認可を要するものとなり〔西本 1936, 76-77〕、民会はいっそう日本政府への依存を深めていた。満洲事変の時点で全部で34の民会が設立されていたが、事変後に民会数は1932年度43、1933年度63、1934年度97、1935年度104というように、とみに増加していった〔西本 1936, 73-74〕。

在満朝鮮人人口が集中し、抗日運動の根拠地として注意されていた間島では、「善良鮮人ノ保護啓発上有力ナル機関」として日本政府は民会を教化組織として活用するべく、前述した1920年の日本軍の撤兵後に間島総領事館および同分館の管内の警察署所在地18カ所に民会が設立された〔「第46議会質問予想事項」〕。

各民会を束ねる中核的存在が奉天居留民会であった。奉天居留民会は1906年7月に奉天総領事館の領事館令第5号「奉天居留民会規則」によって日本人居留民の保護を任務として創設された。奉天在住の朝鮮人の保護については1917年2月に奉天朝鮮人会が設立されていたが、

1920年4月に両者が合併し、奉天居留民会が朝鮮人に関する事務も取り扱うものとなり、会長は一貫して日本人が務めていた〔奉天居留民会 1936, 34-35〕。いくなれば民会は満洲での内鮮融和を目的とした官制団体であり、朝鮮人の抗日独立運動組織からは「日本政府の走狗にして独立団に対するスパイ」とみなされ、迫害を受けることもあったが、満洲事変後は在満朝鮮人を「王化に浴せしめ」、大同的統一を目指して朝鮮人の救護事業に努めていた〔野口 1938, 4-5〕。

民会の代表者会議となるのが1931年10月20日に奉天に創立された「全満朝鮮人民会連合会」（以下、「連合会」）であった。連合会は在満朝鮮人の保護に関する立案審議、統一指針の決定、民会相互の連絡を目的とするもので、満洲国建国後は首都新京に移転し、関東軍、領事館、満洲国政府の監督下で活動していった。会長には奉天居留民会会長の野口多内が就いた。野口は外務省書記生として福州・安東領事館に在勤し、退官後は中国東北において「満鮮日報」や「奉天日々新聞」を創刊するなどの活動を行い、1930年に奉天居留民会の会長に就任した〔対支功労者伝記編纂会 1941, 383〕。

連合会は1932年1月28日の総会（第何回かは不明）で「全満在住鮮人籍及及び民籍整理に関する手続の特殊取扱方を当局に請願の件」を満場一致で可決する〔『満洲日報』1932〕など、満洲国建国前から在満朝鮮人の無籍問題を取り上げてきた。1933年5月30日より3日間、連合会の第5回総会が奉天において開催されたが、第2日の本会議で連合会本部の提出議案として「在満朝鮮人ノ無籍者籍事務取扱ニ関スル件」が協議された。この議案は、在満朝鮮人においては民籍法施行以前に移住したものが多く、同法

施行後に移住した者でも「何レモ無学ノ為メ出生、死亡、婚姻等申告ヲ為ス方法ヲ知ラサルモノ多シ」との状況であったため、「此ヲ現状ノ儘遷延スルトキハ遠カラスシテ在満朝鮮人ノ大部分カ無籍者トナルヘキ恐レアル重大問題ニシテ満洲国モ己ニ成立シ三矢協定モ己ニ撤廢セラレタル今日国家トシテ之ヲ等閑ニ附スヘキ問題ニ非サルハ論ヲ俟タサルモノナリ」という見解から提出されたものであった〔『全満朝鮮人民会連合会会報』1933, 33〕。民会が無籍朝鮮人問題への対策を要望する背景には、三矢協定廃止後の在満朝鮮人治安対策という観点も関わっていたことがわかる。

さらにこの総会では朝鮮戸籍行政の改善策が提議された。朝鮮人が法院に対して就籍許可を申請する場合、①無籍証明書：新たに本籍を設定せんとする地ならびに現在および既往の居住地において本籍を有しない事実の証明②居住証明書：現住所地に引き続き居住する事実の証明③隣佑証明書：「隣佑」すなわち隣人による移転および居住の事実の証明の3点が必要とされていた〔成達鐘 1942, 1034-1038〕。在満朝鮮人の場合、とりわけ満洲移住後から引き続き現住所地に居住している事実の証明として②が重要となる。そこで総会では、A：就籍手続きにおいては、在満領事館または民会の発給する居住証明を無籍証明に代わるものとする、B：出生、死亡、婚姻等については在満領事館または民会による事実証明により戸籍を整理する、C：戸籍上の申告または届出の懈怠を理由とする科料処分は戸籍整理期間に限り停止する、D：戸籍整理事務を取り扱う戸籍専門職員を各民会に配置する、という4点の特例措置を至急実施することを関係当局に陳情することが決議された。

だが、本会議に先立って連合会から在満無籍朝鮮人の就籍簡易化について照会を受けていた朝鮮総督府は「法務当局ト接衝シタル処形式的手続トシテハ特別ノ取扱ヲ為スコト困難ナルモ在満領事ニ於テ裁判所ノ心証ヲ得ルニ足ル証明ヲ為スニ於テハ比較的容易ニ就籍裁判ヲ為シ得ル趣ナリ」との回答が示されるにとどまり、連合会側の満足するような具体的措置はまだ示されなかった〔『全満朝鮮人民会連合会会報』1933, 34〕。

朝鮮総督府は、在満無籍朝鮮人を特別扱いして就籍手続きを簡易化することになかなか合意しなかった。その理由は、増永総督府法務局長によれば、そもそも無籍朝鮮人といっても事実として無籍であるのどうかは不明確な者が多く、「若し之が申請を一も二もなく許可するに至らば、或は二重戸籍三重戸籍の者は勿論過誤の身分関係を有する者を続出し而も之が数十万の多きに達し」、戸籍簿の公証書としての価値は無に帰して「全く原始的社会を現出するに至る」として、法院の審査によらず領事館の証明のみで就籍させるような安易な手続き緩和は「戸籍秩序」の紊乱をもたらすというものであった〔増永1936〕。しかし、そもそも「戸籍秩序」なるものが「戸」という朝鮮人の慣習になじまない観念を土台としたものであり、これを朝鮮人に押しつけることで生じた矛盾が無籍朝鮮人問題であるという認識は、植民地を支配する側には浮かび難かったのであろう。

2. 治安対策としての朝鮮人戸籍問題の重要性

従来、無籍朝鮮人の正確な数値は日本政府でも把握し難かったことが無籍者対策の遅れにつ

ながっていた。外務省は朝鮮人就籍問題の抜本的解決に向け、1933年11月から1934年3月にかけて在満領事館による各管内の無籍朝鮮人調査を行い、少なくとも44万人の無籍者が満洲国に居住していることが確認された（表2）。

連合会は、少なくとも40万人を超える無籍朝鮮人が「帝国臣民」としての取り扱いを受けられないことを重大問題ととらえ、就籍手続きの簡易化についてさらに日本政府に陳情を続け、これを受けて朝鮮総督府は朝鮮人の就籍簡易化に同意するに至った〔『全満朝鮮人民会連合会会報』1933, 16〕。総督府法務局は1933年11月16日付で朝鮮各地方法院長同支庁判事宛てに在満朝鮮人無籍者の就籍手続きに関する通牒を發した。すなわち民籍法が施行された1909年4月1日以前より満洲に在住している朝鮮人の就籍許可申請に対しては、民籍法施行前に渡満して以来帰鮮した事実のない旨の証明書を添付して就籍許可の申請がなされた場合、在満日本領事館は特別の事情のない限り他の証明書類の省略を許容して就籍を許可すべきものとした〔増永1936〕。新聞報道によれば、「これは日本として在満鮮人の浮動性を無くし鮮人の人権を擁護しその権利を取得せしめる目的」からであり、就籍の取り扱いはすべて各地民会によって行うので「文盲者にでも出来る」として各地で就籍希望者が増大することが期待されていた〔『満洲日報』1933a〕。1933年11月、京城での朝鮮総督府と奉天居留民会の打ち合わせにより、本事業は1934年度より実施する予定となり、準備として戸籍事務担当者の講習会を1934年春に開催することとした〔『満洲日報』1933b〕。

同時期に、間島方面の朝鮮人に対する治安対策の重要性が日満両国政府の間で増大していく。

表2 在満無籍朝鮮人数領事館別調査状況(1933年11月～1934年3月現在)

調査年月日	調査者	戸数(戸)	人口(人)
1933.11.20	在奉天峰谷領事	13,700	74,000
1934.1.25	在間島永井総領事	60,000	300,000
1.31	在吉林森岡総領事	901	10,771
2.1	在齊齊哈爾内田領事	不明	不明
2.3	在安東岡本領事	7,000	36,000
2.5	在錦州後藤領事代理	不明	不明
2.8	在満州里泉領事代理	18	33
2.8	在赤峰清野領事	不明	不明
2.15	在哈爾濱森島総領事	4,000	14,000
3.9	在敦化草野副領事	333	1,853
3.14	在承德中根副領事	不明	不明
合計		85,952	436,657

(出所)「朝鮮の状況」139.

(注) 合計は「不明」を除外したものである。

従来から朝鮮人の満洲移民は自然移民の形が大半であったが、これに関東軍は次第に統制を加えていった。関東軍特務部は「満洲農業移民根本方策案」を作成し、1934年10月18日および11月7日の両日、満洲国政府・南満洲鉄道株式会社(以下、「満鉄」)・在満大使館との間で協議した結果、同案は可決をみた。このなかで「朝鮮人ノ移住ハ適宜之カ統制ヲ図リ主トシテ間島、東辺道地方ニ移住セシム」と決定された〔菱刈1934b, 700-703〕。さらに「朝鮮人移住対策ノ件」が同年10月30日、岡田啓介内閣において閣議決定された。ここでは、近年、朝鮮南部の人口過密により生活が急迫して内地へ渡航する朝鮮人が急増している点について、内地人の失業および就職難のみならず、内地に住む朝鮮人の生活難をも一層深刻化するものとなり「内鮮人間ニ事端ヲ繁カラシメ内鮮融和ヲ阻害スルノミナラズ治安上ニモ憂慮スベキ事態ヲ生ジツツアリ」〔朝鮮人移住対策ノ件〕と憂慮し、朝鮮内の過剰人口の内地流入を抑える目的から朝鮮人人口

がすでに大部分を占めている間島地域に限定して朝鮮人の満洲移住を斡旋する方針であった。

また、間島総領事館が1935、36年頃に行ったとみられる調査によれば、管内に無籍者はおおよそ30万人おり、やはり無籍者の圧倒的多数が間島地域に集中していたことが確認されるが、備考として「治安関係及費用ノ点ヨリ就籍思ハシカラズ」と記述されていた〔「朝鮮の状況」〕。間島では1932年および1934年はともに1000件近い「共産匪」の出没があった〔満洲国治安部1964, 108〕など、治安上の問題が朝鮮人の戸籍管理の妨げとなっていた。したがって間島では、無籍者対策の準備として「共産匪」の駆逐と朝鮮人の思想的矯正が優先された。1934年9月に関東憲兵隊の指導により、朝鮮人による防共団体として延吉を本部に「間島協助会」が設立され、朝鮮人の思想善導、「不逞分子」の摘発、帰順した共産主義者の指導と統制などが行われた〔「全満朝鮮人民会連合会会報」1936b, 109〕。

さらに朝鮮総督府は間島における朝鮮人の浮

動化を防ぎ、定住化を図ることで「匪賊」化を抑制する目的から1933年より散在する朝鮮人を集住させ、自衛団を結成して治安肅正にあたらせる「集団部落」を建設し、1934年10月までに満洲国と共同して計40部落が建設されていた〔外務省東亜局第二課 1934a, 419-423〕。朝鮮人の集団部落は治安維持と農民生活向上という2つの機能をねらいとして建設された〔満洲国軍政部顧問部 1964, 28-29〕ものであり、間島以外の朝鮮人農村にも建設を広げていく方針であった。

こうした朝鮮人農村における治安維持の目的からも各地民会では在満朝鮮人の戸籍関係調査を検討していた。磐石朝鮮居留民会会長元容国は1934年2月『連合会会報』において「連合会に於て各民会を監督指導し、戸籍を明かにする方法を講じて、某管内より某管内に移住するには戸籍写、身分証明を所持せしめて、統制的秩序を保持せしめんこと肝要なり」と主張していた〔元 1934, 4-5〕。

1934年5月21日より新京で開催された連合会の第6回総会の本会議では、各民会が管内住民の戸籍を詳細に取り調べ、他管内に移住する者には必ず証明書を携帯させること、移住者にして身分証明書の無い者には居住を許可しない方針を確立することという議案が提出された。しかし、治安維持のためとはいえ実際に朝鮮人の居住を拒むことは不可能であるという反対意見が多く、また居住を束縛することは人権蹂躪になるとの議長意見もあり、本案は撤回となった〔『全満朝鮮人民会連合会会報』 1934, 135-136〕。

朝鮮人の浮動化の防止と「不良分子」の取り締まりのために、朝鮮人の戸籍管理を徹底しようという民会の主張は、満洲国政府による「匪賊」を射程に置いた治安肅正工作のなかで実行

されるものとなった。朝鮮人の新規移民の移住地として指定された東辺道地区は、満洲事変以前より「馬匪賊、大刀会匪、鮮匪等ノ跳梁」によって「治安ノ癩」とみなされていた地区であり、満洲国軍・警察、日本領事館、協和会等の協同による「東辺道特別治安工作」が1934年8月中旬から11月中旬にかけて実施された。この工作のなかで、領事館の指導により「良民ノ保護ト不逞者取締ノ徹底ヲ期シ一ハ日本国民トシテノ権利ヲ確認スルト共ニ、一ハ満洲建国ノ一員タルノ権利ト義務ヲ負担セシメ満鮮民族融合ノ実ヲ挙クル如ク工作ス」という方針に基づいて「鮮人戸口調査」が実施された〔外務省東亜局第二課 1934b 108〕。関東軍が1934年12月に作成した「東辺道特別治安工作顛末」によれば、こうした戸口調査等により「不良不逞者ノ取締ヲ嚴重ニシタ」結果として「良鮮人」の民会加入が相次ぎ、在満朝鮮人に「日本国民トシテノ意識ト幸福」が湧起したものと評価していた〔西尾 1934〕。この記述は、関東軍が民会を在満朝鮮人の教化に有効な「内鮮融和」団体として位置づけていたことを示すものであった。

Ⅲ 満洲国における治外法権撤廃と無籍朝鮮人

1. 在満朝鮮人の二重国籍問題の要因

1933年の朝鮮総督府警務局の報告によれば、在満朝鮮人の状況として「併合後に於ても内地の国籍法を朝鮮に実施せざる関係上、仮令外国に帰化すると所謂二重国籍者となり、中には無籍者にして所在国々籍を取得せるもの又は属地主義に依る国に生れたる為其の所在国の国籍を取得せるもの相当ある等複雑なる関係」が観

察されていた〔朝鮮総督府警務局 1978, 281〕。すなわち、在満朝鮮人の二重国籍が増加した要因のひとつとして無籍朝鮮人による外国籍取得が重視され、無籍朝鮮人の帰属を分明とする必要が唱えられていた。

だが、二重国籍朝鮮人の発生は日本政府にとって当然に予期しうる事態であった。前述のように朝鮮は日本国籍法が施行されなかったうえ、1929年に南京国民政府が制定した中華民国国籍法は血統主義を原則とするものであったが、外国人は原国籍を喪失せずとも中国への帰化を認めていたので、中国に帰化した朝鮮人は不可避免的に日中二重国籍者となった。

日本政府が朝鮮に国籍法を施行しない理由は何であったかについて確認しておきたい。日本が常任理事国として初舞台を踏んだ国際連盟の第1回総会（1920年11～12月、ジュネーブ）に臨むにあたり、外務省が1920年8月頃に作成した「国際連盟第一回総会準備委員会調書 第30号 朝鮮問題」がある。これによれば、「朝鮮人ノ支那帰化ヲ承認スルノ可否」について「日韓併合ニ依リ朝鮮人ハ一視同仁ノ下ニ日本帝国臣民タルノ権利ヲ与ヘタル以上、或ル時期ニ至ラハ我国籍法ハ当然朝鮮人ニ適用セサルヘカサルハ議論ノ余地ナキ所ナルヘシ」と認めていた。しかしながら、当面は在満朝鮮人の中国帰化を承認することは「不逞朝鮮人ノ取締」の上からはもちろん、「満蒙開拓殊ニ吉林省方面ニ於ケル開拓事業ノ先驅トシテ最モ勢力ヲ有スル朝鮮人ノ支那帰化ヲ承認スルハ、帝国ノ勢力伸張上ヨリモ甚タ不利トスル所ナリ」としていた〔「国際連盟第一回総会準備委員会調書 第30号 朝鮮問題」, 99-100〕。すなわち、①朝鮮人の抗日運動に対する治安取り締まりの確実化、②日本の

在満権益を開拓・拡張していく先兵としての朝鮮人の利用、という主に2つの理由から、中国領土内において朝鮮人に対する属人的管轄権を保持するために朝鮮人の日本国籍離脱を抑止する必要があったのである。

在満朝鮮人をめぐる日中間の紛争については満洲事変以前から欧米の研究者も注目していたが、米国の東アジア政治の専門家としてルーズベルト（Franklin Delano Roosevelt）政権で国務省極東部長を務めるなど米国の極東外交政策にも関与したホーンベック（Stanley Kuhl Hornbeck）は1916年の著書において、在満朝鮮人の国籍に関する日本の政策に言及していた。ここでは、日本政府が朝鮮人の満洲移住を奨励する一方で、朝鮮人移民が中国へ帰化することを極力阻止している問題を取り上げ、日本のこうした政策は、満洲を「日本臣民」（Japanese subject）の入植地とすること、朝鮮人移民の日本への忠誠心を保持すること、という2つの方針に基づいていると指摘していた。そして、朝鮮人移民の定住化は満洲における日本の政治的支配の維持に実質的に役立っていることに触れ、満洲で「日本国籍者」（Japanese national）に認められている治外法権の問題は満洲をめぐる政治情勢を紛糾させる原因となっているが、その例として、およそ25万人の朝鮮人が存在することによって、日本は満洲には保護すべき35万人余りの「日本臣民」の権益があると主張できるのだと説明していた〔Hornbeck 1916, 270-271〕。数字の正確さやや問題はあろうが、ホーンベックの著書は、日本が21カ条要求に象徴される中国での権益拡大に突き進んでいた1910年代に、「日本国籍」を楯に居留民保護という名目で大陸への勢力伸張を図る日本の戦略を観察していた点で注目を

引く。

在満朝鮮人の国籍の取り扱い、満洲国の建国後に新たなかたちで課題となった。満洲国の主権国家たる要件を表示する指標として、建国草創期より「満洲国国籍」の創設が模索された。満洲国の国民という身分を法制上に規定することで、近代法治国家という姿を強調することにもなる。1932年から1936年にかけて関東軍特務部、満洲国政府、満鉄経済調査会等によっていくつもの満洲国国籍法案が立案されていった。ここで、朝鮮人の国籍をどう取り扱うべきかが国籍法の立法における難題のひとつとして浮上したのである。とりわけ、①満洲事変以前における在満朝鮮人の中国への帰化をどう解釈するか、②朝鮮人が満洲国に帰化した場合、日満二重国籍を認めるか、あるいは単一の「満洲国国籍」を保持させるべく朝鮮に日本国籍法を施行して帰化朝鮮人の日本国籍離脱を認めるか、という2点が国籍法の立案過程において重要な争点となった。

このうち①については在満朝鮮人の帰化が適法であるか否かが問われた。満洲国司法部より国籍法案の起草を委嘱された国際法学者の大平善梧（東京商科大学教授）が1932年9月に司法部および国務院法制局に提出した「満洲国国籍法草案」がある。このなかで大平は、そもそも「在満の帰化鮮人」とは「地方官憲たる各県公署より入籍料を支払って帰化証を貰ひ受けたのに止まり」中国政府の帰化許可を受けた合法的な国籍取得者は存在しないとの断を下したうえで、満洲国への帰化要件として原国籍の喪失を規定することにより、朝鮮人は日本国籍から離脱し得ない以上、帰化による満洲国単一国籍への変更が認められないことを提案した〔大平

1933, 318〕。これは「所謂帰化韓僑ヲ満洲国人ト為スコトヲ避ケ、朝鮮人ノ二重国籍問題ヲ解決スルト共ニ日本官憲ニ依ル所謂不逞鮮人ノ取締ノ自由ヲ保障シタリ」〔大平 1933, 306〕と端的に述べられているように、日本の朝鮮人に対する統治方針を優先するものであった。

しかし、在満朝鮮人の地位は満洲事変を境に外交上の紛争問題として国際社会の注目を集めるものとなった。それを物語るのが、1932年10月にリットン調査団が公表し、1933年2月に国際連盟総会で採択された、「日支紛争に関する国際連盟調査委員会報告書」(Report of the Commission of Enquiry into the Sino-Japanese)、いわゆるリットン報告書である。本報告書では、第3章「日中間の満洲問題（1931年9月18日以前）」の第5節に「満洲に於ける朝鮮人問題」という一節が設けられていた。このなかで満洲事変に至るまでの日中間の衝突の一要因として在満朝鮮人の国籍問題を論じており、「朝鮮人の無差別的な帰化を歓迎しない中国の国民政府および満洲の地方官憲は、朝鮮人が一時的に中国国籍を取得することによって、農地を獲得しようとする日本の政策の手先となりうることを恐れるに至った」として、在満朝鮮人の二重国籍という問題が日中関係に与えた影響を重視していた。さらに同報告書は、中国側の主張として、日本人が帰化した朝鮮人を傀儡地主 (dummy landowners) として利用し、あるいは彼らから土地を譲渡してもらう目的で朝鮮人の帰化を画策することもあった。だが、概して日本は朝鮮人に対する管轄権を維持するために朝鮮人の帰化を認めてこなかったことを指摘していた [Report of Commission of Enquiry, 58]。同報告書は、日本の満洲進出という国策が在満朝鮮人の日中二重

国籍をめぐる紛争の基底にあったと観察していたのである。

1934年に関東軍特務部および満鉄経済調査会が作成した満洲国国籍法草案は、こうした在満朝鮮人の二重国籍問題に対する国際社会の眼に配慮し、両案とも二重国籍の防止を必要とみて、朝鮮への日本国籍法施行により在満朝鮮人の国籍離脱を認めて「満洲国国籍」の単一国籍とすることが提言されていた〔『満洲国の国籍問題』1932; 平井 1934, 65〕。このように在満朝鮮人の国籍処理については立法者の間で合意が形成されることがなく、満洲国国籍法の制定を難航させる要因のひとつとなっていた〔遠藤 2010, 230〕。

在満朝鮮人の帰化には中国国籍を偽装しているケースも報告されていた。在問島総領事館の1933年9月29日発の本省宛て報告によれば、問島・琿春地方では「帰化鮮人」がおよそ8万人は存在するとみられるが、中華民国政府の下では帰化すれば土地所有権や居住権などの特権を享有できることに目をつけた朝鮮人が「帰化鮮人名義」で土地を所有している事例があった。さらに「帰化鮮人」が反日的態度を明らかにして「民族の一勢力ヲ確立シ居ル状況」は「共匪」と結びつく危険からも看過しえず、中華民国時代から認められている土地所有権のような「帰化鮮人ニ対スル差別待遇」は撤廃するように満洲国政府に要望していた〔田中 1933〕。

また、小磯昭関関東軍参謀長が1933年10月18日に柳川平助陸軍次官に送付した「治外法権ニ依リ被ル不利ナル实例」と題した文書には、朝鮮人が治外法権を盾に「満洲国官憲ノ権力ノ及ハサルヲ奇貨トシ種々悪辣ナル方法ニヨリ満洲人ヲ圧迫シ居レリ」として家賃不払いや暴言・

暴行の例があげられ、「日満親善関係」を甚しく阻害していると警告していた〔小磯 1933〕。

これらの報告に表れていたのは、日本国籍からの離脱を許さない日本の政策を逆手にとり、むしろ二重国籍という状態を利用する朝鮮人の現実主義的な行動とあってよい。日本政府が、こうした玉虫色の地位にある在満朝鮮人を「日本国籍」を根拠として取り締まるには、戸籍への登録によって「朝鮮人」という帰属を対外的に明確にすることが不可欠であった。

2. 治外法権撤廃と無籍朝鮮人の権利問題

満洲国における日本の治外法権、すなわち1915年5月25日に日本と中国の間で調印された「南満洲及東部内蒙古ニ関スル条約」に基づく領事裁判権や課税権の免除といった諸特権の撤廃は、満洲国が主権国家としての形式を整えるうえで建国以来の懸案となっていた。ここでは日本人に対して土地所有権を保障する代償として課税を「満洲国人民」並みに認めるか否かが焦点のひとつであった。

在満日本人の土地に関する権利は満洲事変以前から紛議を呼んでいた。「南満洲及東部内蒙古ニ関スル条約」第2条に「日本国臣民ハ南満洲ニ於テ必要ナル土地ヲ商租スルコトヲ得」と規定され、同条約の交換公文において「第二条ニ記載セル商租ノ文字ニハ三十箇年迄ノ長キ期限附ニテ、且ツ無条件ニテ更新シ得ベキ租借ヲ含ムモノト諒解致候」とあるように、日本側では同条約にいう土地の「商租権」とは所有権も含むものと解釈していた。だが、その具体的内容に関する細目規定が定められなかったため、「商租権」の定義や内容について日中両国の間で解釈が分かれ、実質的に日本人による商租契

約は中国側によってほとんど履行されることなく、曖昧な権利関係が続いていた〔満洲国民政部土地局 1935, 1-4〕。

日本は満洲国を「独立国家」として承認するものとして1932年9月15日に満洲国政府との間で「日満議定書」を締結したが、このなかで「満洲国領域内ニ於テ日本国及日本臣民ガ従来日支間ノ条約協定其ノ他ノ取極メ及公私ノ契約ニ依リ有スル一切ノ権利利益ヲ確認尊重スベシ」と定め、日本人の土地商租権は遵守されるべきものとした〔満洲国民政部土地局 1935, 8-9〕。ただし、土地商租権の適用地域については奉天・吉林・熱河・黒龍江の4省（1934年11月までは4省制）のうちの「南満洲」、すなわち奉天・吉林の2省に限定されるものと日本政府において了解されていた〔満洲国民政部土地局 1935, 33〕。

1932年10月に拓務省および関東軍の主導で試験移民の入植が開始され、次いで1933年から満洲国への開拓移民事業が着手されていった。こうした在満日本人人口の増加に対応して、日本人の自由な経済活動に資するように土地商租権の適用を拡大することが求められた。在満大使館と満洲国政府は1933年2月、外務省の承認を得たうえで、比較的人口希薄でかつ国防・産業上重要であるなどの条件から、日本人移民の入植地に予定されていた「北満洲」の黒龍江省にも日本人の商租権を実施する代わり当該地域における日本人への課税は日本側の適当と思料するものは黙認するとともに、間島協約に基づく朝鮮人の土地所有権は既得権として引続き認めることを申し合わせた〔武藤 1933〕。さらに1933年3月5日に満洲国政府は「日本人土地商租暫行弁法」（大同2年財政部訓令第58号並第59

号及び民政部訓令第110号並第111号）を発し、日本人の商租権の適用地域を奉天・吉林・黒龍江の3省に拡大するものとした。だが実質的には、モンゴル人の居住地として特別行政区域とされていた興安省を除き、満洲国の日本人居住地域すべてに土地商租権の適用を認めることが外務省・在満大使館・満洲国政府の間で了解されていた〔内田 1933〕。ただ、日本人移民が現地の漢族などと土地権利をめぐって衝突するのを避ける必要もあり、1934年11月に関東軍の作成した「満洲農業移民根本方策案」では「日本人の集団的移住は主として北滿各地、南滿遼河地域、京図線沿線等人口希薄なる地域に実施す」という方針が固められた。

満洲国側は土地商租権拡張の対償として日本側にかねて要請していた、在満日本人に対する全面的課税を黙認するという件は当然に受け入れられるものと期待していた。もっとも、厳密に言えば、在満日本人の課税については実際には建国当初から土地税や消費税などは実施されており、治外法権撤廃によって日本人が新たに担税することとなるのは営業税であった。だが、日本政府が態度を留保していたために満洲国側からは不満が表出し、「一部ニハ商租弁法ニ付テハ日本側ニシテ遣ラレシトノ強キ考ヲ有スルモノ」もみられた。そして在満大使館からは「日本人ノ課税不服従カ満洲各地ニ於ケル日本人ノ膨張ト共ニ著シク満洲国人一般注目ノ対象トナリ兩者間ニ存スル負担ノ相違ハ漸次対日本人感情ヲ悪化シ」ているとの懸念から、日本人に対する土地商租権を拡張する代わりに営業税、地税、契税等の一般課税を容認すべしとする進言がなされた〔菱刈 1998, 299〕。在間島総領事からも「邦人側ノ義務課税ノ概括的実施ニ付之以

上時日ヲ遷延スルニ於テハ満洲国指導ノ立場ニアル帝国ノ体面上甚タ面白カラサル次第」につき、満洲国における日本の「内面指導」を正当化するうえで日本人への課税を国税だけでも許容したほうが得策であるという意見が提出された〔永井 1933, 312〕。

その一方で、在満領事の多くは在満日本人の権益を極力確保すべきであるという態度を維持していた。治外法権撤廃後の日本人に関する司法行政を争点として1934年9月に開催された「全満司法領事会議」では、次のような在満島司法領事の提議事項があった。満洲国政府が山東省や直隸省等より来る「苦力商人等凡テノ漢族」を優遇し、これらに無制限に土地所有権の享有を許容しながら、「日清日露ノ両戦役及満洲事変ニ於テ十数万ノ生命ト十数億ノ国幣ヲ犠牲トシテ満洲国ノ成立ニ寄与シタル日本臣民ヲ輕視シ」ており、問島の全耕地中6割の土地を所有する「問島四十万ノ朝鮮人」も含めた「日本人」に対しては「山東苦力ト少クモ同等ノ地位ニ置カシムル為メ」明確に土地の所有権を認めるべきであるとの意見であった〔永井 1935〕。満洲国における「指導民族」としての日本人の優越的地位は、民族自決の主体として内外に宣伝してきた漢族に対しても貫徹されるのを当然とする主張には、「民族協和」がいかに政治的な宣伝文句にすぎなかったかが表れていた。

問島に居住する朝鮮人の土地所有権に関しては、1934年9月29日、外交部・民政部・司法部に日本大使館を加えた4者による打ち合わせ会が開かれ、問島の開墾地に居住する朝鮮人の土地所有権については既得権として承認することが確認された。ただし、すでに中国国籍を取得している朝鮮人を「満洲国人トシテ取扱フヘキ

ヤ又日本国籍ヲ有スル朝鮮人トシテ取扱フヘキヤ」、そして「無籍朝鮮人ノ取扱方」という2点に関しては「更ニ満日関係当路者ニ於テ研究ノ上協定スルコトトス」として結論は保留していた〔菱刈 1934a〕。

だが、表2のように問島は領事館調査で確認されただけでも30万人に及ぶ無籍朝鮮人が住んでおり、これは問島地域に在住する朝鮮人45万人の少なくとも6割以上にのぼる数字であった。問島で土地を所有していない朝鮮人にも日本人に準じて土地商租権を保障するにあたり、戸籍がないままでは登記申請もできないことから、外務省では無籍朝鮮人について「速ニ就籍方促進スルノ必要」を認め、その対策について1933年から朝鮮総督府との折衝を続けていた〔外務省東亜第二課 1935〕。

満洲国政府は1934年11月13日 在満日本大使館に対して「帰化朝鮮人及無籍朝鮮人ノ取扱方ニ関スル満洲国司法部、民政部、外交部共同訓令案」を内示した。その内容は、日中二重国籍の在満朝鮮人については「帰化ノ効力如何ニ拘ラス本人トシテハ日本ノ国籍ヲ放棄シ進ンテ中国々籍ノ取得ヲ念願セルモノト一応ハ推定セラルルノミナラス従来實際的ニモ中華民国人トシテ取扱ハレ来レル次第」を勘案し、「帰化鮮人」については課税および警察法令等を「満洲国人」とほぼ同様に適用し、さらに「無籍朝鮮人ノ取扱方ニ就テ右ニ準シテ措置スル様致度シ」としていた〔外務省東亜局第二課 1934a, 453〕。すなわち、中国に帰化した朝鮮人は日本への帰属意識が希薄であるとみて「満洲国人」として扱うこととする。さらに無籍朝鮮人についても「満洲国人」に準じた扱いとするという現実主義的な方針であった。同訓令案について外務省

では朝鮮総督府と協議のうえ、「實際上ノ見地ヨリ（一）鮮人ノ土地所有権ヲ確保（二）満洲国ノ内政改善援助（三）治外法権撤廃ノ試金石ト為リ得ヘク」合意する意向を示した〔外務省東亜局第二課 1934a, 452〕。朝鮮総督府も 1935年 2月 7日付で本案に同意した〔広田 1935〕。

上記のような満洲国政府の方針は、1935年 2月 16日付『満洲日報』のなかで満洲国は「内部的話し合いにより無籍鮮人を満洲人に準じて取扱うこと」を関係機関に内命として発したと報じられた。同記事のなかで守屋和郎在満大使館参事官の補足的な談話があり、守屋は無籍朝鮮人のなかには「その便宜主義から密に中華民国の国籍を同時に持った者」が土地商租権その他の権利を獲得している例を指摘していた。そこで守屋は、満洲国としては無籍朝鮮人について「何分鮮人であつて籍がなく同時に満人でもない中間的存在だけに何とか判然としたものにしなければならぬ」との見解から、無籍朝鮮人については「満人」とみなして当然に課税すべきであるとの意見を示していた〔『満洲日報』 1935b〕。満洲国側では無籍朝鮮人を法律上「満洲国人」と同様に扱うことにすれば、「中国人」と「日本人」の顔を使い分ける無籍朝鮮人を主権行為として取り締まることができるのである。

こうした満洲国政府の方針に日本政府が合意したことは、「無籍朝鮮人は無国籍者として便宜上満洲国人として、行政処分を享けさせるといふ訳で同時に無籍朝鮮人は日本国民と認めないといふ事にもなる」〔田原 1935, 40〕との解釈を招来し、朝鮮人側の反応として、朝鮮人が汗血を流して獲得した土地商租権を単に戸籍がないという理由で一律に拒絶することは公正ではないとの不満があがった。さらに「移住して満

洲においては二重国籍関係上帰化も出来ず、遂に今日まで戸籍を持たずに彷徨した事情は満洲国当局においても諒解の出来る事である」と述べ、在満朝鮮人の既得権を維持するためにも解決策として朝鮮戸籍の根本的改正、満洲国における民籍制度の確立、無籍者の簡易就籍に関する臨時法令の制定等を日満両国政府に要望する意見があった〔『満洲日報』 1935b〕。無籍朝鮮人問題の責任はほかでもない日本政府に帰することを示唆し、立法措置による無籍者の救済を要求するものであった。

IV 満洲国における朝鮮人就籍政策

1. 日本政府の就籍簡易化の決定

在満無籍朝鮮人の就籍問題に関して、1935年 2月 28日付『京城日報』に増永正一朝鮮総督府法務局長から次のような談話が発表された。朝鮮人の戸籍簿がずさんで信用できないものとなれば戸籍制度は一顧の価値もなくなり、人の身分関係や財産関係はまったく扱べき規範を失って「再び旧韓国時代の様な身分の不明な時代を現出するに至るであらう」。こうして増永は戸籍の身分登録法としての重要性を強調することで、暗に帝国日本の法制を賞賛した。そして就籍手続きの簡易化については「鮮内に於ける無籍者のみにても数十万の多きを数ふる実情であつて法理上在満朝鮮人のみを特別扱にし難き事情」に加え、裁判によらずに無籍者を簡易に就籍させることは「容易に二重三重の戸籍を生じ戸籍の重要性は固より裁判の公平までも破壊し」、法治主義の破綻を招くものである。しかし、朝鮮人が無籍のままでは帰属国籍の立証が困難であるため、満洲国において「日本人」

として土地商租権を享有しえないという「到底法理論のみを墨守し難き事情」を勘案し、特別に在満朝鮮人の就籍手続きの簡易化を認めることとした『京城日報』1935]。

同時期に、上海在住の無籍朝鮮人についても簡易就籍の便宜を求める要望が領事館等からあった。これに対し、外務省および朝鮮総督府の間では「満洲ニ於ケル無籍鮮人同様簡易就籍許可方考慮スルノ要アリ」[外務省東亜局第二課1935]と認識されていたものの、実際には具体的な対応は図られなかった。在満朝鮮人に限って就籍簡易化の実施が決定された裏には、増永が述べたように満洲国で朝鮮人にも「日本人」として土地権利を保障するという利害関係が存在していたのである。

しかし、連合会では前述したような無籍朝鮮人を「満洲国人」として扱うという政府方針に反対する意見書を各地民会に発送して結束を図った。こうした民会からの反発を外務省は「今日トナリテハ居留民指導上手遅レトナリ満洲国側ノ希望ヲ其ノ儘承認スルコト困難トナリタル感アリ」[広田1935]として、深刻に受け止めた。そこで広田弘毅外相は1935年3月19日、南次郎在満大使に向け、「当方トシテハ朝鮮人ノ帰化カ元々土地獲得ヲ目的トシタル実状ニモ鑑ミ此際ハ満洲国方希望スル管理権行使ノ対象ヲ『土地所有権ヲ有スル帝国臣民』ニ限り詮議シ度キ意向」を打電した。これは、「右ニ依レバ形式的ニハ内鮮人ノ区別ヲ附セサルコトトナリテ鮮人差別待遇云々ノ問題ヲ避ケ得ヘク又間島協約ニ依ルモノハ別トシ所謂帰化鮮人以外ハ建前上土地所有権ヲ享有シ得サル立場ニ在ルヲ以テ実質的ニハ満洲国ノ管理権ニ服スル者ハ所謂帰化鮮人中土地所有権者ニ限定セラルルコト

ニ落付クヘキヲ以テ之ニ依リ一般鮮人ノ動揺ヲ一応押ヘタル上未就籍鮮人ニ付テハ簡易就籍手續問題ト共ニ別個ニ考慮ヲ進メ度意向」(傍点、筆者)を伝えるものであった。すなわち外務省は、満洲国側の「提案ノ主眼トスル所ハ寧ロ一般朝鮮人ニ対スル課税実施ニ在ルモノト認メラルル」[広田1935]ところから、形式上は「内鮮人ノ区別」を明記しないが、事実上は満洲国の管轄権に服する対象は中国に帰化して土地所有権を享有している朝鮮人に限定し、無籍朝鮮人については就籍手続きの簡易化など特別に対策を講じるとすることで、ひとまず朝鮮人全体の不満を鎮静化しようしたのである。

在満無籍朝鮮人問題の根本的解決は立法措置によるべきであるとする次のような意見が1935年5月の『連合会会報』に朝鮮人の権泰山から寄せられた。未だ戸籍制度が整備されない満洲国において無籍者は朝鮮人に限ったことではないのにもかかわらず、「唯朝鮮人のみを無籍者ありとて特権^(ママ)の行使を拒否又は剛奪するやうなことは、満洲建国当初に於て内外に宣言せるその国是に叛くことになる」として無籍朝鮮人に対する差別は「民族協和」の国是に背馳するものであると指弾した。そして朝鮮戸籍制度の根本的改正か、簡易就籍に関する臨時法令の制定といった立法政策による無籍朝鮮人対策を提言していた[権1935, 13-14]。

各地民会からは、就籍手続きの簡易化のみならず、在満朝鮮人の生活水準の低さを考慮して就籍手続きに必要な手数料の減免を求める声が依然として強かった。就籍手続きに要する費用は各領事館によりまちまちであったが、開原朝鮮人民会の報告では、①居住証明手数料2円②無籍証明手数料20銭③就籍許可申請手数料20銭

(1人につき)④裁判告知切手代30銭⑤通信費50銭⑥代書料2円,計5円20銭を要し,「資力なき貧困者に於て是れが負担困難なるは雄弁に物語るもの」としてその軽減が要望されていた『全満朝鮮人民連合会会報』1935a,74-75]。

手続き費用の問題については,1935年5月,南次郎在満大使より各領事館宛に,①就籍に関する各領事館の証明手数料を全免とする②取扱代書人の代書手数料は1件(1家族を1件とする)50銭以内とする,という2点が通知された。上記2点に関連して領事館より各民会宛てに,就籍に関する証明願は民会経由で申請することなどが通知された『全満朝鮮人民連合会会報』1935b,85]。さらに外務省でも,朝鮮人の就籍手続きをより簡便なものとするために,府邑面の就籍に関する諸証明の手数料等を全免する,在満領事館の就籍諸証明を一律免除する等の措置を決めた[外務省1993a,398]。

ここで焦点となるのは,手続き簡易化の条件となる,民籍法施行前からの満洲移住者であるという事実の証明である。これについては田中武男朝鮮総督府外事課長が1935年5月に田尻愛義外務省第三課長に宛てた依頼文において,「年齢の関係上已むを得ざる者を除く外成る可く同法施行前に渡満したるものとして取扱ふことは此際に於ける唯一の便法と存ぜられ右は固より異例に属するも法令の改正による簡易の手続きが今直に実施し得ざる事情に有之」[在満朝鮮人無籍者就籍簡易化],85-87]と述べていたように,朝鮮総督府は本来ならば立法による根本的解決が最善であることは理解しつつも,新たに総督府令又は制令の制定・改廃を行うのは手続き上困難とみて,無籍朝鮮人の渡満の時期は実質的に不問とする便宜主義的な行政措置を

選択したのである。

2. 就籍事務講習会の開催

日本政府が在満朝鮮人の就籍簡易化の実施を決定した直後,連合会の第7回総会が1935年6月1日より新京において開催された。南次郎在満大使,谷正之在満大使館参事官,西尾寿造関東軍参謀長,岩佐祿郎関東憲兵隊司令官,長岡隆一郎満洲国國務院総務庁長,その他外務省,拓務省,朝鮮総督府,奉天総領事館,満鉄,東亜勸業など日満の軍官民における要人が出席するなか,満洲国各地から67の民会が参加し,懸案の無籍朝鮮人対策について多様な提案がみられた。そのなかには「各地民会は仮戸籍簿を設置し在留朝鮮人をして一般戸籍に関する事由を届出^(ママ)てしむること」(安東朝鮮人民会),「各民会に戸籍簿を設くること」(臨江朝鮮人民会)というように在満朝鮮人専用の戸籍簿を新設すべきとする画期的な提案があったのが注目される。これは,戸籍簿ならば官憲による戸口調査と異なって出生や死亡の届出を義務づけるものなので正確を期することができるという技術的な理由からであった。だが,こうした提案は性急なものとして廃案となった『全満朝鮮人民連合会会報』1935a,72-73]。

この総会での提出議案は全61件に及び,そのなかで最重要議案のひとつとして可決されたのが,朝鮮人就籍事務の円滑化を図るための戸籍事務講習会の開催である。本議案は1934年度の第6回総会で議決されながら実施が延期されていた。これは財政的事情によるものであった。連合会は講習事業の所要経費の補助を朝鮮総督府に要請したのに対し,総督府は在満朝鮮人の就籍事務の主管は外務省にあるために総督府か

表3 朝鮮人民会に対する戸籍事務講習会の開催状況

開催地	開催期間	出席民会	実際の受講者数	
奉天	1935年10月14日 ～16日	奉天, 安東, 鳳城, 撫順, 鞍山, 鉄嶺, 開原, 遼陽, 営口, 大石橋, 新民, 錦州, 海龍, 営口 農村, 本溪湖	13	計49
新京	1935年10月18日 ～20日	新京, 公主嶺, 四平街, 鄭家屯, 吉林, 蛟河, 新站, 敦化, 磐石, 樺甸, 掏鹿, 通遼, 洮南	12	
哈爾濱	1935年10月22日 ～24日	哈爾濱, 珠河, 延壽, 賓縣, 木蘭, 海倫, 海北 鎮, 阿城, 東与, 寧安, 新安鎮, 東京城, 一面 坡, 海林, 牡丹江, 齊齊哈爾, 克山, 通北, 綏 化, 北安鎮, 五常, 陶賴昭, 河東農村, 綏化農 村, 拉林, 林口,	24	

(出所)『全滿朝鮮人民連合会会報』第32号(1935年10月) 68.

らの経費補助は不可能であり、これを総督府の補助事業とする可能性は将来においてもないと回答したので、翌1935年度に民会が経費の許す範囲内で開催する決定となったのである〔『全滿朝鮮人民連合会会報』1935a, 69〕。

朝鮮総督府は、朝鮮人就籍事業に関しては民会に対する財政的支援を頑なに拒んだ。たとえば1934年、朝鮮人の本籍地に対する戸籍謄抄本交付などの請求について手数料を免除する要望が牡丹江民会等からあった。朝鮮総督府はこれに対し、民会は法律上の公共団体と認め難く、官公吏には該当しないので右手手数料は免除すべき筋合いのものではないと回答した。これに対して牡丹江民会は納得できず、「民会は在滿帝国臣民の総意に依り組成され、外務当局の認可を得、其の指揮監督の下に在留邦人の公共事務を処理する自治団体なるは論を俟たざる所なり」と反論していた〔『全滿朝鮮人民連合会会報』1934, 82-84〕。朝鮮総督府としては、あくまで就籍事務講習会を民会の自主開催のかたちをとらせることで、第1に朝鮮人の「民族自決」とい

う名目を示すことができる、第2に關係費用は民会の自己負担とすることでコスト削減につながる、という利点があったといえる。

戸籍事務講習会は1935年10月に奉天・新京・哈爾濱(ハルビン)の3カ所で実施されることとなった。講習会開催にあたり、野口連合会会長は「在滿無籍朝鮮人同胞に告ぐ」と題した、ハングルで書かれた宣伝文を3万枚印刷して各地民会に頒布させた。ここで野口は「在滿無籍朝鮮人問題」は土地商租権、治外法権撤廃、在滿朝鮮人の帰属と關係して国策上の大問題となり、「在滿帝国臣民を無籍の儘之を放任することは一等国民としての名誉を毀損すると共に朝鮮民衆の一大恥辱であります」〔『全滿朝鮮人民連合会会報』1935c, 11〕として、就籍は何より「帝国臣民」としての責務であり、また「内鮮一体」の実現に不可欠であることを強調していた。

表3のように戸籍事務講習会に参加した民会は延べ50余りで、滿洲国全体の民会の半数程度であった。講習会では朝鮮総督府からの派遣講師によって戸籍問題の重要性があらためて訓示

された。新京講習会では、朝鮮総督府事務官の高尾甚造は開会の挨拶で、無籍朝鮮人について「甚だしきに至つては無籍者と云ふこと、無国籍と云ふこと、混同されて重大な権利の侵害を受けた事例さへあつた」ことに鑑み、無籍者を早く就籍させることは「事変後台頭した在満同胞の重大問題の一つ」となったが、就籍手続きは面倒な書類手続きを必要とするうえに「無籍者の大部分は辺陬の地に居住せると更に又之等の手続きを充分理解し得ず而も費用の負担に堪え得ざる点」といった在満朝鮮人の生活条件に問題解決が持ち越されてきた根本的原因があることを強調した〔『全満朝鮮人民連合会会報』1935d, 13〕。

哈爾濱の講習会では、開会の訓示において長岡半六在哈爾濱副領事が、講習会への出席者について「諸氏ノ朝鮮人無籍者ニ対スル就籍觀念ノ深キコトヲ意味ス」として戸籍への理解を評価したうえで、「在満朝鮮人無籍者ハ其ノ数八割ト云ハレコレ国民的恥辱ナリ」と、「帝国臣民」として戸籍の不備がいかに罪過であるかを説いた。そして総督府派遣の講師は、身分関係すなわち親族関係を公証する資料としての戸籍こそは「現在文明社会ニ於テハ其ノ民族別ヲ問ハズ絶対ニ必要ナリ」「殊ニ親族制度ヲ尊重スル東洋民族」においては重要であることが強調された〔『全満朝鮮人民連合会会報』1935e, 60〕。

講習では朝鮮総督府派遣講師の松葉秀文（3カ所の講習会すべてで講師を務めた）から「特ニ在満鮮人ガ戸籍ヲ有セザル場合ノ難問題」が具体的に説明された。これは今回の就籍奨励事業の目的がどこにあるかを出席した民会員たちに明示するものであった。第1に、渉外関係である。「在満鮮人ニシテ戸籍ヲ有セズ鮮満人間ニ

或ル係争問題發生ノ場合其ノ戸籍關係ヲ明ラカニスル上ニ於テ客觀的事實ハ朝鮮人ナルモ法的朝鮮人タルコトヲ証明シ得ズシテ日本政府ハ十分ナル保護ヲ与ヘ能ハズ」（傍点、筆者）というように、何よりもまず満洲国において日本政府による保護対象となる「朝鮮人」としての法的な証明が必要であった。第2に、司法関係である。「若シ在満鮮人ニシテ戸籍ヲ有セザルトキハ法的ニ鮮満人ノ區別ツカズ領事裁判ニ服セシムルコト能ハズ」として、とりわけ日本が在満朝鮮人に対する領事裁判権を行使するうえでの必要があった。第3に、警察関係である。「満洲ノ如ク匪賊ノ多キ地帯ニアリテハ鮮満人ノ區別必要ナリ」として、満洲国において建国以来、治安上の課題であり続けた「匪賊」対策のため、戸籍によって一般朝鮮人と「匪賊」を識別する要請があった。そして「在満無籍朝鮮人ノ就籍ヲ必要トスル理由」「就籍手續ノ順序」「就籍ニ関スル注意事項」などについて朝鮮人に対し、綿密な講習がなされた〔『全満朝鮮人民連合会会報』1935e, 61-62〕。

さらに連合会では、講習会終了後、就籍の手続きを網羅してわかりやすく解説を加えた『就籍事務便覧』を発行した。『連合会会報』に載っていた同書の広告には、「朝鮮に籍無く就籍に迷ふ人々へ 天来の福音!! 読め!! 本書一冊を各村落に備へつければ誰某にても出来る就籍の手続き書式一切を網羅して判り易く類別註解を加へてあります」との宣伝文が躍っていた〔『全満朝鮮人民連合会会報』1936c〕。

以上のような講習会開催や宣伝文配布はまさに無籍朝鮮人に対する短期集中的な啓蒙運動であった。その効果としては、たとえば奉天省では、農閑期に入ると各地部落から就籍手続きを

希望する朝鮮人が増加し、奉天居留民会においては早速1935年11月に無籍朝鮮人の就籍願65件、居住証明願60件、12月は21日現在で就籍願35件、居住証明願79件の取り扱いがあった『全滿朝鮮人民連合会会報』1936a, 133-134]。

全体的な成果としては、朝鮮総督府によれば、今回の就籍簡易化により、在滿朝鮮人の就籍許可申請は1934年度は就籍許可件数は約2500件であった『京城日報』1935]のが、表4のように1935年度は就籍許可申請件数約5000件のうち就籍許可件数は約3000件に増加していた。増永総督府法務局長は『連合会会報』1936年1月号において、今回の措置にとどまることなく「将来に於ても凡ゆる方法を以て可及的速に就籍を実現せしむべく努力する方針である」との所信を明らかにしていた[増永 1936, 41]。しかし、無籍朝鮮人問題を解決するうえでの核心は間島地方に集中している朝鮮人の就籍をいかに徹底するかにあったはずである。だが、表4に示したように、間島総領事館管内の民会（網掛け部分）での就籍許可件数は合計して1227件にとどまり、無籍朝鮮人に対する戸籍啓蒙運動が奏功したとは言い難かった。

3. 治外法権撤廃後の在滿朝鮮人の地位

1936年6月10日に日滿両国政府の間で「満洲国ニ於ケル日本国臣民ノ居住及滿洲国ノ課税等ニ関スル日本国滿洲国間条約」が調印された。同条約の第3条第1項に「日本国臣民ハ滿洲国ノ領域内ニ於テ本条約附属協定ノ定ムル所ニ從ヒ同国ノ法令ニ服スヘシ」と定められた。これにより、在滿「日本臣民」は居住、経済活動、土地所有の自由を得ると同時に、一定の条件の下に満洲国の課税権・産業行政権に服すること

となった。ただし、課税法規の適用や税率については日本と満洲国の間で協議し、「日本臣民」の生活に急激な変動を与えない程度に考慮して実施するものとなった。

治外法権撤廃を機に朝鮮人は「満洲国人民」として実質的に内地人とも平等に取り扱われるものとなったのであろうか。これに関連して重要な意味をもつのが1935年12月12日に日滿両政府によって開かれた「治外法権撤廃現地委員会」での議論である。ここで関東憲兵隊司令部警備課長の塩澤清宣は「現地一般ノ意向トシテハ滿洲国結成分子トシテ日本内地人ハ五族ノリーダートシテ特別扱スルモ之ハ仕方無シト觀念シ居レリ」とするも、「朝鮮人ハ滿洲国人ヨリ見ルト一步低ク時ニ奴隸ノ如クニナリ居タルコトモアル故之ヲ漢民族ノ上ニ立ツル事ハ五族融和上面白カラズ」として、朝鮮人は「満洲国ニ於テハ他ノ民族モ居ル故内地人ト離ス事トナルハ已ムヲ得ザルモノト思料ス」と述べていた。すなわち、満洲国において内地人は「五族」のなかでも別格に置かれるべきであるが、朝鮮人については内地人と同列に置くことは他民族から不平を招くという判断であった。だが、朝鮮統治の文脈で考えれば「内鮮一体」を標榜する以上、山本熊一在滿大使館書記官が「實際的ニハ他民族ト平等トシ条約上ニ於テハ内地人ト同様トナシタシ」と述べたように、文言上は「内地人」「朝鮮人」の区別を明記することはしないが、実際には差別して処遇する方針が日滿両国政府に了解されていた[治外法権撤廃現地委員会 1936]。

1936年8月1日、関東軍司令部が決定した「在滿朝鮮人指導要綱」では、在滿朝鮮人について「満洲国民タルノ義務ヲ履行」させ、「治

表4 在滿朝鮮人就籍事務民会別取り扱ひ件数(1935年度)

民 会 名	全家族無籍者就籍手續き		一家族無籍者就籍手續き	
	件数	許可件数	件数	許可件数
奉天	112	92	5	5
撫順	94	24	-	-
遼陽	21	18	42	41
鞍山	8	4	1	-
鉄嶺	52	36	19	16
鉄嶺農村	5	3	1	-
開原	151	113	2	2
營口	42	30	62	62
大石橋	4	-	2	-
鄭家屯	4	2	28	28
通遼	5	1	-	-
王爺廟	13	12	20	20
洮南	14	5	7	2
輯安	4	-	7	-
興京	3	3	12	12
海龍三源浦支部	-	-	3	-
海龍西南支部	17	-	35	-
吉林	13	13	1	1
敦化	35	34	29	29
新京	18	13	19	18
四平街	4	1	140	140
陶賴昭	17	8	19	15
哈爾濱	40	36	113	88
賓縣	-	1	-	10
延壽	3	1	14	9
河東農村	11	1	19	-
一面坡	5	4	6	4
新安鎮	101	39	-	-
牡丹江	30	22	-	-
寧安	23	17	-	-
東京城	12	11	20	20
木蘭	3	-	-	-
海北鎮	26	22	4	3
海倫	10	7	12	11
湯原	9	13	5	-
方正	16	16	28	25

研究ノ一ト

民 会 名	全家族無籍者就籍手続き		一部家族無籍者就籍手続き	
	件数	許可件数	件数	許可件数
依蘭	19	13	13	3
佳木斯	3	-	2	1
帽兒山	1	-	-	-
慶城	5		12	-
綏芬河	3	3	-	-
小綏芬河	395	224	4	4
東寧	499	230	-	-
梨樹鎮	26	25	-	-
梨樹鎮適道河	56	56	15	15
支部				
齊齊哈爾	19	18	13	11
北安鎮	3	-	3	-
通北	5	5	4	4
黒河	10	-	5	1
哈達門	19	19	28	28
哈達門馬適達	4	4	-	-
支部				
東興鎮	15	6	10	9
朝陽川	19	12	-	-
銅仏寺	156	26	21	-
明月溝	32	26	7	4
八道溝	7	-	21	10
依蘭溝	12	10	7	-
二道溝	38	38	-	-
三道溝	256	141	61	21
大拉子	61	58	8	5
南陽坪	96	96	-	-
百草溝	144	138	121	98
汪清	1	1	-	-
黒頂子	6	-	1	-
琿春	120	64	-	-
延吉	190	175	55	51
南坪	130	45	30	30
凉水泉子	247	-	-	-
石建坪	384	178	-	-
合計	3,430	2,147	1,082	744

(出所)『全滿朝鮮人民会連合会会報』1936d, 25-29.

(注) 件数なしおよび不明のものは「-」とした。

外法権撤廃ニ伴ヒ其主權下ニ於テ他民族ト協和融合シ均等ノ条件ヲ以テ各般ノ方面ニ堅実ナル發展ヲ遂ケシムル如ク指導ス」ることが確認された〔在滿朝鮮人指導要綱〕。同要綱に関して、板垣征四郎関東軍参謀長は同年8月5日、梅津美治郎陸軍次官宛に「協和国タル滿洲国ニ於テ實質的又々歴史的立場ヨリ見テ朝鮮人ヲ内地人並ニ取扱フコトノ不当不利ナルハ何等疑点ノ存セサル処只從來ノ鮮内統治方針ニ顧ルトキ此処ニ機微ナル關係ノ存スルヲ無視シ難シ」（傍点、筆者）という「内鮮一体」と「民族協和」という2つのイデオロギーのジレンマを打開すべく、「在滿朝鮮人ノ統治ヲ鮮内統治ト切離シ」、在滿朝鮮人は實質的に日本人と平等に扱うものではないが、表面上は「滿洲国人民」として日本人と同格に扱う方針を採るべきことを説いていた〔板垣1936〕。

治外法権撤廃によって日本の行政権が滿洲国に委譲されることになった以上、これまで日本政府の行政的監督の下に在滿朝鮮人を「現地邦人」としてその公共事務を担当してきた民会も不要とされた。民会の設立数は1936年5月時点で112に達し、特に濱江・間島省方面に集中していた（表5）が、滿洲国、関東軍、外務省、協和会等の協議により1937年11月30日をもって解散することが決定された。民会の事務は所在地の県・市が引き継ぐものとなり、連合会の事務は新京特別市が引き継いだ〔外務省1993, 373〕。

治外法権撤廃問題がひとまず決着した後、無籍朝鮮人問題への取り組みはどのようになったのか。1936年10月5日、朝鮮総督府により「裁判所及検事局監督官会議」が京城で開催された。ここで、増永法務局長は「在滿鮮人の就籍は事

表5 滿洲国各省・特別市別朝鮮人民会数（1936年5月現在）

省・特別市別	民会数
吉林省	9
龍江省	6
濱江省	32
黒河省	2
三江省	11
間島省	26
安東省	7
奉天省	13
錦州省	1
熱河省	—
新京特別市	1
哈爾濱特別市	1
興安東省	—
興安南省	1
興安	—
興安	2
合計	112

（出所）西本(1936) 74-75.

苟も国際間に於ける同胞の権利擁護に関する問題なるのみならず、滿洲国に於ては土地商租権整理法実施の準備進捗せる趣なるに依り今後益就籍許可を求むる者多きを加ふるに至るべき」であるとの判断から、引き続き朝鮮人における就籍の徹底を怠らぬよう各監督官に訓示していた〔『司法協会雑誌』1936〕。

朝鮮総督府法務局は1937年6月、今後の在滿無籍朝鮮人問題への取り組みについて中央政府に次のように提議していた。「滿洲国ノ治外法権撤廃ニ伴ヒ朝鮮人ハ日本人トシテ取扱ヲ受クルコトヲ当然ト思料スル」ものの、依然として在滿朝鮮人における無籍者が多数にのぼる実情から「若シ滿洲国側ニ於テ就籍者ノミヲ朝鮮人ト認ムル方針ニ出ヅルトキハ多数ノ朝鮮人ハ不安ノ念ヲ抱クニ至ルベキト以テ朝鮮人ナリヤ否

ヤニ付テハ形式的就籍ノ有無ノミニ依ラズ實質的ニ調査セララル方針ヲ採ル様滿洲国側ニ交渉セラレンコトヲ望ム」(傍点、筆者)として、在滿無籍朝鮮人については戸口調査などにおいて「形式的就籍ノ有無」に拘泥せず、柔軟な対応をとるように滿洲国政府に指導することを促していた〔朝鮮の状況, 127〕。

1937年11月5日に日滿間で「滿洲国ニ於ケル帝国ノ治外法権ノ撤廢及南滿洲鉄道附属地行政権ノ委讓ニ関スル条約」が締結され、滿洲国にある「日本臣民」は同国の法的管轄権に服すべきことが定められたことで、日本の治外法権撤廢は完了した。だが、日本政府は同条約締結前の1937年6月18日、「滿洲国に於ける帝国の治外法権の撤廢及南滿洲鉄道附属地行政権の調整乃至委讓に関する実行方針の件」を閣議決定し、これにより「在滿帝国臣民の神社、教育及兵事に関する行政は適當の範囲を定め我方に於て之を行ふこと」となった〔島田・稲葉 1964, 797〕。宗教・教育・兵役という「帝国臣民」の帰属意識の根幹に関わるものとなる行政分野については、治外法権撤廢に留保が付されたのである。

在滿「日本臣民」における徴集や免役などの兵事事務を円滑に運営するために、「日本臣民」の戸籍行政についても日本側が処理すべきものとなり、1937年12月1日、植田謙吉在滿大使と張景恵滿洲国國務総理の間で交換公文をもって「帝国政府カ帝国臣民ニ対スル徴集、服役、召集等兵事ニ関シ行フ行政」については滿洲国政府の「援助ヲ得」て実施されることが了解された。「日本臣民」の戸籍事務は在滿日本大使館配下の警察官署で処理することとなった〔滿洲国治安部 1942, 191〕。

かくして在滿朝鮮人の戸籍行政についても、

治外法権撤廢後も引き続き日本側の掌中に置かれた。1937年7月7日に盧溝橋事件が発生して以降、日中戦争が全面化していくと、今度は徴兵制実施を見据えた朝鮮人動員体制の整備という観点から無籍朝鮮人対策が日滿両国政府における緊要な課題となっていくのである。

おわりに

「帝国臣民」としての証をもたない無籍朝鮮人を根絶するために、就籍の徹底は滿洲事変以前から日本政府の抱える懸案であった。滿洲国建国から3年後の1935年という時期に、関東軍・滿洲国政府・朝鮮総督府・外務省・民会等が共同して初めて実施された在滿朝鮮人に対する就籍奨励政策は、次のような政治的意義があった。

第1に、治外法権撤廢後における日本の在滿權益を確保するという実利的観点から要請された。滿洲国に主権国家としての面目をもたせるべく日本の治外法権撤廢が要請されるなかで、日本政府はまず閩島居住朝鮮人の土地所有権を既得権として維持させ、それ以外の朝鮮人に日本人に準じて土地商租権を保障することは、滿洲国における日本全体の權益として有意義なものであった。そのために、権利の対象となるべき朝鮮人を1人でも多く戸籍に登録して「日本臣民」として画定する必要がある。

第2に、就籍は「内鮮一体」の意義が前面に強調されつつも、「民族協和」の思想とも密接していた。この点には民会がもつ官制融和組織としての有用性が深く関係していた。民会は無籍朝鮮人への救済的・保護的措置として就籍手続き簡易化を積極的に要請し、連合会という統

一機関を通して政府にその実施を促したのは、各地民会を束ね、連合会会長として日満両国政府とのパイプ役を担った野口多内の力に負うところが大きかった。野口は朝鮮人に対し、就籍は「内鮮一体」の証であるのみならず、満洲国で生活していく朝鮮人の福利を日本人並みに保障してもらうために必須であるとして、いわば就籍を朝鮮人に対する恩典としてその宣伝と教化に努めた。日本政府としても満洲国の各地に設立された民会を利用することは、(1)農村部に居住する朝鮮人に「内鮮一体」の思想善導を徹底する、(2)「民族協和」という国是に則して朝鮮人の自主性を尊重していることを顕示し、朝鮮人による「民族自決」を演出できる、(3)満洲という広大な領域での円滑な朝鮮人統治においてコスト削減につながる、という効果があった。

第3に、就籍には満洲国を取り巻く国際環境に対応した治安維持という意義があった。無籍朝鮮人は日本政府にとって、満洲事変以前から不明確な身分を逆用して二重国籍状態のように活動し、中国との紛争を多々招いてきただけでなく、満洲に勢力を広げていた共産主義運動や抗日運動に結びつく危険をはらんでいた。就籍はそうした無籍朝鮮人を統制するねらいがあった。ただし、在満無籍朝鮮人に対する法権の確保をめぐるのは、日本と満洲国の思惑の違いも浮かび上がった。満洲国側では無籍朝鮮人を帰化朝鮮人と同様に「満洲国人」として扱うことで警察権や課税権を確実に行使することができる。一方、朝鮮総督府をはじめとする日本側では、治外法権撤廃後も在満朝鮮人の取り締まりが随意に行えるように、無籍者は就籍させて「朝鮮人」という地位を明確にしておくねらいがあったといえる。

注意すべきは、朝鮮人の就籍は「帝国臣民」としての統合という大義名分の下、あくまで朝鮮戸籍に「朝鮮人」として登録するものであり、日本の戸籍法を適用し、内地人と戸籍を一元化することをもって「内鮮一体」の成就とするものではなかったということである。治外法権撤廃に関わりなく、戸籍の峻別による朝鮮人／内地人という民族の境界は一貫して維持されたのである。まさしく戸籍は「帝国臣民」における多民族の混交を抑止することで、国民の統合と分断という機能を併せ持つものであった。

就籍徹底のために採られた方策が、無籍朝鮮人については移住時期を不問にして一律に民籍法施行以前の渡満者として扱い、簡易就籍の対象とするという便法であった点も看過できない。こうした戸籍の便宜主義的な駆使によって「帝国臣民」を創出していくという日本政府の機会主義が、官民共同による在満朝鮮人に対する就籍奨励事業を貫く基本線にあった。「帝国臣民」の証として絶大な重要性をうたわれてきた戸籍が実際にはいかに機会主義的に運用されていたかが理解できよう。

にもかかわらず、就籍によって「朝鮮人」として認証された無籍者はおよそ3000人にすぎず、依然40万人以上の無籍者が満洲国にあったという結果が示すのは、朝鮮統治のくびきから離れて満洲に腰を据えていた無籍朝鮮人にとって、日本が訓示する戸籍の精神や価値は空文に等しかったということである。朝鮮人をいかに戸籍に緊縛して「帝国臣民」として統合していくべきかという日本の植民地統治における戸籍政策の直面した課題の難しさがここにあった。

(注1) 従来、在外朝鮮人および在外台湾人の身分関係の届書類は、在外公館が受理してから、

外務省、拓務省、朝鮮総督府または台湾総督府、本籍地の担当部局という順路で送付する取り扱いとなっていたが、これでは「其間多数ノ日子ト手数トヲ要シ不便少カラサル」ため、本訓令により手続きが簡便化されたのである（『司法協会雑誌』1925）。

文献リスト

〈日本語文献〉

板垣関東軍参謀長 1936.「板垣関東軍参謀長より梅津陸軍次官宛電報関参満206」昭和11年8月5日『昭和11年 陸満密綴 9.16～11.13』防衛省防衛研修所所蔵。

内田康哉外相 1933.「満洲国土地商租問題臨時辦法ニ関スル件」昭和8年2月9日 内田康哉外相より在北平中山書記官、在壽府澤田局長、出淵在米大使、有吉在支公使宛 合第352号『満洲商租問題 一件』外務省外交史料館所蔵 A.4.3.0.1.

遠藤正敬 2010.『近代日本の植民地統治における国籍と戸籍——満洲・台湾・朝鮮』明石書店。

大平善梧 1933.「満洲国の国籍問題」東京商科大学国立学会編『東京商科大学研究年報 法学研究』第2号（3月）283-319.

外務省 1993a.「朝鮮人無籍者、就籍方処理」『外務省執務報告 東亜局 第2巻 昭和12年(2)』397-398.

—— 1993b.「治外法権ノ全面的撤廃ニ伴フ在満朝鮮人民会等ノ移転経緯」『外務省執務報告 東亜局 第4巻 昭和12年(2)』363-375.

外務省東亜局第二課 1934a.「最近支那及満洲関係諸問題摘要（第67議会用）昭和9年12月調」国立国会図書館憲政資料室所蔵「外務省文書」SP-195.

—— 1934b.「第67議会用調書別冊第一 満洲国治安状況（昭和9年12月調）」国立国会図書館憲政資料室所蔵「外務省文書」SP-66.

—— 1935.「最近支那及満洲関係諸問題摘要（第68議会用）下巻 昭和10年12月調」国立国会図書館憲政資料室所蔵「外務省文書」SP-200.

許春花 2004.『『満洲事変』以前の間島における朝

鮮人の国籍問題』『朝鮮史研究会論文集』第42号 133-158.

『京城日報』1935.「在満朝鮮人の就籍問題に就て：増永法務局長談」2月28日.

権泰山 1935.「満洲に於ける無籍朝鮮人の悲哀」『全満朝鮮人民会連合会会報』第27号（5月）8-11.

元谷国 1934.「安全農村と在満鮮農に関する所見」『全満朝鮮人民会連合会会報』第12号（2月）2-6.

小磯関東軍参謀長 1933.「治外法権ニ依リ被ル不利ナル実例」昭和8年10月18日 小磯関東軍参謀長より柳川陸軍次官宛 治法第12号『満密大日記24冊の内其21 昭和8年』防衛省防衛研究所所蔵.

「国際連盟第一回総会準備委員会調書 第30号 朝鮮問題」国立国会図書館憲政資料室所蔵「外務省文書」SP-142.

斎藤朝鮮総督 1925.「不逞鮮人取締ニ関シ支那側ト協定ノ件」大正14年7月18日 斎藤朝鮮総督より加藤首相宛電報警秘甲第191号『密大日記 大正14年 6冊の内第2冊』防衛庁防衛研究所所蔵.

「在満朝鮮人指導要綱」『昭和11年 陸満密綴 9.16～11.13』防衛省防衛研修所所蔵.

『司法協会雑誌』1925.「在外朝鮮人及台湾籍民身分届取扱方ノ件」第4巻第8号（8月）29-30.

—— 1930.「在外朝鮮人ノ戸籍届書類受理ニ関スル件」第9巻第5号（5月）53-54.

—— 1931.「在外朝鮮人ノ戸籍届書類受理ニ関スル件」第10巻第11号（11月）57.

—— 1932.「裁判所及検事局監督会議」第12巻第10号（10月）43.

—— 1936.「裁判所及検事局監督官会議」第16巻第11号（11月）112-116.

島田俊彦・稲葉正夫編 1964.『現代史資料 8 日中戦争』みすず書房.

成達鐘 1942.『改訂現行朝鮮戸籍届出申請書式及其戸籍記載例全集』京城 京城戸籍研究会.

『全満朝鮮人民会連合会会報』1933.「第5回連合会定期総会」第4号（6月）14-37.

—— 1933.「在満鮮人漏籍者就籍に関する件」第

- 9号(11月)16.
- 1934.「戸籍事務取扱ひに就ひて」第19号(9月)82-84.
- 1935a.「第7回全滿朝鮮人民会連合会定期総会議事録」第28号(6月)1-144.
- 1935b.「在滿朝鮮人無籍者就籍簡易化」第29号(7月)85-87.
- 1935c.「在滿無籍朝鮮人同胞に告ぐ」第32号(10月)10-12.
- 1935d.「戸籍事務講習会開催に当りて」『全滿朝鮮人民会連合会会報』第32号(10月)13-15.
- 1935e.「戸籍事務講習会開催」第33号(11月)58-63.
- 1936a.「漏籍鮮人の就籍手続激増——勸奨宣伝の効果反映」第35号(1月)133-134.
- 1936b.「間島協会の組織内容」第38号(4月)109-111.
- 1936c. 第41号(7月).
- 1936d. 第42号(8月).
- 対支功労者伝記編纂会 1941.『続 対支回顧録 下巻』大日本教化図書株式会社.
- 「第46議会質問予想事項 大正11年12月 第46議会説明資料(亜細亜局第三課管掌事項)」『帝国議会関係雑纂 説明資料 亜細亜局第四巻』外務省外交史料館所蔵 1.5,2.2-5-2.
- 田中作在局子街副領事 1933.「帰化非帰化鮮人差別撤廃方ニ関スル件」昭和8年9月29日田中作在局子街副領事より広田外相宛電報機密第338号『滿洲商租問題一件』外務省外交史料館所蔵 A.4.3.0.1.
- 田中隆一 2007.『滿洲国と日本の帝国支配』有志舎.
- 田原豊 1935.「行政処置問題と在滿朝鮮人の朝籍」『滿洲行政』第2巻第3号(3月).
- 治外法権撤廃現地委員会 1936.「治外法権撤廃現地委員会決定要綱ノ説明ニ関スル對滿事務局関係各省事務官及現地主任者會議議事録 昭和11年3月」『大野緑一郎文書』国立国会図書館憲政資料室所蔵 R-110
- 「朝鮮関係在滿洲領事官希望事項(大正12年11月)」『領事會議關係雜件 在滿領事會議』国会図書館憲政資料室所蔵S-650.
- 朝鮮軍司令部 1927.「極秘 鮮人問題ト其ノ対策」『旧陸海軍文書』国立国会図書館憲政資料室所蔵 R-103.
- 「朝鮮人移住対策ノ件」昭和9年10月30日閣議決定『公文別録 昭和6年~昭和18年・第1巻』国立公文書館所蔵2A-1241.
- 朝鮮總督府警務局 1933.「間島問題の経過と移住鮮人」国立公文書館所蔵内閣文庫.
- 1978.朝鮮總督府警務局編『最近における朝鮮治安状況(昭和8年)』巖南堂書店.
- 「朝鮮の状況」『大野緑一郎文書』国立国会図書館憲政資料室所蔵 R-133.
- 永井清在間島總領事 1933. 昭和8年12月14日 永井在間島總領事より広田外務大臣宛電報第378号『日本外交文書 昭和期Ⅱ第1部第2巻』外務省(1998)312-313.
- 1935.「司法領事會議議題提出ノ件」昭和10年1月21日 永井在間島總領事より広田外相宛電報公機密第55号『領事會議關係雜件 在滿領事會議 第三巻』外務省記録 S-650.
- 中野奉天總領事代理 1932.「三矢協定ノ廢止ニ関スル件」昭和7年12月17日 中野奉天總領事代理より武藤在滿大使宛報告要旨『日本外交文書 昭和期Ⅱ第1部第1巻』外務省(1996)267.
- 西尾閩東軍參謀長 1934.「東辺特別治安工作顛末送付ニ関スル件」昭和9年12月13日 西尾閩東軍參謀長より橋本陸軍次官宛 陸滿普受第3467号『昭和10年 滿受大日記(普)其11/2』防衛庁防衛研究所蔵.
- 西本良男 1936.「民会の処理状況」『全滿朝鮮人民会連合会会報』第41号(7月)66-82.
- 野口多内 1938.「全滿朝鮮人民会連合会或問」『全滿朝鮮人民会連合会会報』第32号(9月)2-7.
- 野村調太郎 1923.『朝鮮戸籍令義解』松山房
- 白榮勛 2005.『東アジア政治・外交史研究——「間島協約」と裁判管轄權』大阪経済法科大学出版部.
- 菱刈隆在滿大使 1933. 昭和8年12月1日 菱刈在滿大使より広田外務大臣宛電報第1453号『日本外交文書 昭和期Ⅱ第1部第2巻』外務省(1998)

- 298-300.
- 1934a. 「間島墾地居住朝鮮人ノ土地所有権ニ関スル件」昭和9年11月1日付菱刈在滿大使より広田外相宛電報公機密第1978号『満、豪各地ニ於ケル朝鮮人農業関係雑件第5巻』外務省外交史料館所蔵E.4.3.1.6.
- 1934b. 「満洲農業移民根本方策案ニ関スル件」昭和9年11月12日 菱刈在滿大使より広田外相宛 公機密第2030号『日本外交文書 昭和期Ⅱ 第1部第3巻(下)』外務省(2000)700-703.
- 平井庄壺 1934. 「満洲国の国籍問題」満鉄経済調査会編『満洲国国籍並会社国籍及資本方策(立案調査書類第26編第1巻)』満鉄経済調査会.
- 広田外務大臣 1935. 「帰化朝鮮人及無就籍朝鮮人ノ取扱方ニ関スル件」昭和10年3月19日広田外務大臣より在滿洲国南大使宛電報 重ニ機密第239号『日本外交文書 昭和期Ⅱ 第1部第4巻(下)』外務省(2006)814-816.
- 福井保光在新民府分館主任 1930. 「在滿領事會議協議事項ニ就テ」昭和5年6月13日 福井保光在新民府分館主任より幣原外相宛電報機密公第88号 外務省編『日本外交文書昭和期Ⅰ 第1部第4巻』外務省(1995)24-25.
- 福島正夫 1967. 『日本資本主義と「家」制度』東京大学出版会.
- 奉天居留民会 1936. 『奉天居留民会三十年史』奉天奉天居留民会.
- 増永正一 1936. 「在滿無籍朝鮮人に対し可及的速に就籍の実現を期す」『全滿朝鮮人民会連合会会報』第35号(1月)40-41.
- 満洲国軍政部顧問部 1964. 『満洲共産匪の研究 第一輯』(複製) 大安.
- 『満洲国政府公報』1932. 第1号(4月1日).
- 満洲国治安部 1942. 『満洲帝国警察概要』新京 満洲国治安部警務司.
- 1964. 『満洲共産匪の研究 第二輯』(複製) 大安.
- 『満洲国の国籍問題』1932. 出版社不明 頁の記載なし 東洋文庫所蔵.
- 満洲国民政部土地局 1935. 『商租権に就て』新京 満洲国民政部土地局.
- 『満洲日報』1932. 「在滿同胞の戸籍制定請願を決議」1月29日.
- 1933a. 「簡易になる鮮人就籍手續」11月17日.
- 1933b. 「在滿鮮人就籍事務明春諸準備に着手」12月28日.
- 1935. 「無籍鮮人の行政処置 満人に準じて取扱う」2月16日.
- 「滿蒙政策ニ関スル決議理由書」大正15年2月14日 第2回全滿居留民大会『田中義一関係文書』国立国会図書館憲政資料室所蔵R-5.
- 水野直樹 2001. 「国籍をめぐる東アジア関係——植民地期朝鮮人国籍問題の位相」古屋哲夫・山室信一編『近代日本における東アジア問題』吉川弘文館.
- 宮本元 1943. 「戸籍の整備に就て」『法曹会雑誌』第21巻第2号(2月).
- 武藤信義在滿大使 1933. 昭和8年2月6日 武藤在滿大使より内田外相宛電報第113号『満洲商租問題一件』外務省外交史料館所蔵A.4.3.0.1.
- 森島守人在奉天総領事代理 1995. 昭和6年12月11日 森島在奉天総領事代理より幣原外務大臣宛電報第1521号『日本外交文書 昭和期Ⅰ 第1部第5巻』外務省(1995)165-165.
- 李盛煥 1991. 『近代東アジアの政治力学——間島問題をめぐる日朝中関係の史的展開』錦正社
- 呂秀一 2006. 「『満洲国』における朝鮮人国籍問題の考察」『広島法学』第30巻第1号(6月)107-126.
- 〈英語文献〉
- Hornbeck, Stanley K. 1916. *Contemporary Politics in the Far East*, New York: Appleton.
- Lattimore, Owen 1932. *Manchuria, Cradle of Conflict*, New York: The Macmillan Company.
- “Report of Commission of Enquiry”, 外務省編『日本外交文書 満洲事変別巻』外務省1981, 1-148.
- 〈中国語文献〉
- 姜龍範 2000. 『近代中朝日三国対間島朝鮮人的政策研究』ハルピン 黒龍江朝鮮民族出版社.

李鴻文 1996. 『30年代朝鮮共産主義者在東北』 長春
東北師範大学出版社.

孫春日 2003. 『『満洲国』時期朝鮮開拓民研究』 延
吉市 延辺大学出版.

張学良 1992. 「東北最近状況」 畢万聞主編, 畢万
聞・周毅・那麗編注『張学良文集』北京 新

華出版社 377-380.

(早稲田大学台湾研究所招聘研究員, 2010年10月5
日受領, 2011年8月4日, レフェリーの審査を
経て掲載決定)